

平成28年第1回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成28年 3月 2日
本日の会議 平成28年 3月 4日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君
係 長 細田 浩子 君 主 事 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長	吉田 慎一 君	副 町 長	鈴木 典秀 君
教 育 長	黒田 義和 君	総 務 部 長	荒木 重臣 君
企 画 振 興 部 長	松尾 義行 君	建 設 部 長	森 浩平 君
生 活 福 祉 部 長	松浦 篤美 君	教 育 次 長	帯田 由寿 君
水 道 局 長	古賀 洋 君	会 計 管 理 者	和泉 嘉彦 君
総 務 部 理 事	田平 俊則 君	企 画 振 興 部 理 事	大津 鉄治 君
教 育 委 員 会 理 事	近藤 徳雄 君	水 道 局 理 事	道端 和彦 君
政 策 推 進 課 長	山本 昭彦 君	総 務 課 長	谷本 圭介 君
財 務 課 長	田中 一之 君	管 財 課 長	迎 英樹 君
収 納 推 進 課 長	帯田 俊文 君	企 画 課 長	久保平敏弘 君
情 報 管 理 課 長	谷本 清 君	都 市 整 備 課 長	松邨 清茂 君
管 理 課 長	濱 伸二 君	農 林 水 産 課 長	中嶋 敏純 君
福 祉 課 長	村田ゆかり 君	健 康 保 険 課 長	森川 寛子 君
介 護 保 険 課 長	富永 正彦 君	環 境 対 策 課 長	木島 英利 君
住 民 課 長	西平 隆邦 君	教 育 総 務 課 長	谷本 圭介 君
生 涯 学 習 課 長	栗山 浩二 君	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	山口 正 君
水 道 課 長	吉田 邦彦 君	下 水 道 課 長	道端 和彦 君
会 計 課 長	山口 利弘 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松本 廣 君
監 査 事 務 局 長	森 省二 君		

会議録署名議員

10番 岩永 政則 議員

11番 喜々津 英世 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時16分

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開催いたします。

なお、質問並びに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明をお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順6、分部和弘議員の①安全安心なまちづくりについて、②学校教育の充実について、③農業施策についての質問を同時に許します。

8番、分部和弘議員。

○8番（分部和弘議員）

皆さんおはようございます。それでは、早速質問をさせていただきます。

1点目の安全安心な町づくりについて。

今後は、高齢化社会と人口問題等多くの課題をクリアにしながら、これからの町づくりを考えていかなければなりません。また、本町に於いては、自然環境と都市機能の調和を基本に、住民にやさしく成熟した「ながよのまち」の形成に向けて取り組んでいくことと思います。

そこで、以下の点について質問いたします。

1点目、シーサイドエリアでのイベントの開催計画及び活性化について。2点目、空き家対策の取り組み状況について。3点目、町長が思う町づくりについて。

大きな2つ目、学校教育の充実について。

教育の町「ながよ」を今後とも推進していく中で、色んな課題を乗り越え子供たちに「学ぶ力」と「生きる力」を育て、安全で安心して教育を受ける環境を今後も継続していただくことと思います。そこで、お伺いいたします。

1点目、食育指導と給食管理状況について。2点目、児童生徒の健康管理について。

3点目、図書サービスの充実について。

大きな3つ目、農業施策について。

グローバル化が進展する中、本町での今後の農業支援についてお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

おはようございます。

今日は一般質問2日目でございますけども、最初の質問者であります分部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

2番目の質問に対しましては、所管をしております教育委員会の方から回答をいたします。私の方からは1番と3番のご質問についてお答えをいたします。

まず、1番目1点目の質問でございますが、以前よりこのシーサイドエリアでは、長

与川まつり、町ペーロン大会などのイベントの開催によりまして、賑わいをみせているところでございます。

平成25年に、大村湾沿いの国道207号に「長与シーサイドストリート」と愛称名を付けたことを契機といたしまして、長与町の新たな観光名所としてPRを行い、交流人口の増加と長与町の活性化を図る目的に、町内外からこだわりを持つ食・雑貨・癒しのお店を集めまして、手作り物産展「長与シーサイドマルシェ」を3月に開催をしておるところでございます。

去年は、西そのぎ商工会主催の「長与商工まつり」、これも「ながよオレンジマルシェ」と銘打ちまして、長与町海洋スポーツ交流館前の西側埋立地に開催され、多くの来場者で賑わいをみせました。

このシーサイドエリアには、フットサルやゲートボール、グランドゴルフも楽しめる「シーサイドパーク」も整備が完了しました。

利用者も増加をしております、町民の皆様喜んでいただいているスポットになってるのではないかと考えております。

今年、3月13日には長与シーサイドストリートをコースとしました「ながよヘルシーウォーキング大会」を、この「長与シーサイドマルシェ」と同時に開催することで、PRとマルシェの集客を図り、町内外から多くの来場者で賑わうイベントとして活性化を図り、イメージアップを図っていこうというふうに考えております。更に、まんでん横には、現在、農産物加工施設を建設中でございます。この施設におきまして、既存の特産品の製造、販売に加え、オリーブ等を活用した新たな特産品として商品化、ブランド化を図ることとしております。

本町における6次産業化、地場産業の活性化の拠点として機能するものと期待をしておるところでございます。今後もこれらのイベントを引き続き開催いたしまして、また、農産物加工施設をはじめとする各施設も活かしながら、シーサイドエリアを、更に大村湾を望む風光明媚な新しい観光名所としてPRし、交流人口の更なる増加と長与町の活性化を図っていききたいと、そのように考えております。

2点目の空き家対策の取り組み状況でございます。

現在の取り組み状況といたしましては、平成26年度末に県及び21市町、不動産団体等からなる「長崎県空き家対策協議会」というものを設立いたしました。県及び各市町、各団体に相談窓口を設置しております。当町におきましては、相談窓口を管理課に設けまして、現在、相談を受けた後、相談内容を精査いたしまして、所管課において随時対応しておるところでございます。

次に3点目の、町長が思うまちづくりについて、というご質問でございます。

昨年10月に、本町の強みでありますところの教育と子育て環境を更に充実をさせまして、また各種の産業振興策、雇用拡大策を通じた賑わいのあるまちづくりなどを踏まえた、若者世代の人口増を図るための「長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策

定をいたしましたところでございます。

また現在、策定を進めておりますところの「長与町第9次総合計画」、この中におきましても「住みたい・住み続けたい・住んで良かったと言われるような幸福度日本一まち」をまちづくりのテーマといたしまして、まず1つ目は「機能的で魅力と活力にあふれたまち」、2つ目としまして「安心してずっと住めるまち」、3つ目として「子どもを育てたくなるまち」この「3つの方向性」を定めまして、戦略プロジェクトを中心とした各分野の施策・事業の展開を図っていくこととしております。

1つ目に、「機能的で魅力と活力にあふれたまち」を目指し、コミュニティバスなどのコミュニティ交通の導入をはじめとした交通ネットワークの強化に努めるとともに、オーリーブを活用した新たな特産品としてのブランド化の支援など地場産業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

2つ目に「安心してずっと住めるまち」を目指してでありまして、これにつきましては長与町の特徴でもありますスポーツを通じた健康づくりを進め、町内の医療・介護・福祉・スポーツ等の関係機関や大学等の研究機関と連携を図りながら、高齢者をはじめ、町民の皆さまが住み慣れた地域で自分らしく健康で長生きできる地域づくりを行ってまいります。

今年、ねんりんピック長崎2016が開催されます。長与町では、ターゲット・バードゴルフ競技が行われます。高齢者が元気で生きがいを感じることができるよう、努めてまいりたいと考えております。

3つ目に、「子供を育てたくなるまち」を目指し、福祉医療費の対象年齢の引き下げ、そしてまた老朽化に伴う教育施設の更新、子育て支援施策を実施しながら、妊娠から子育て、学校教育までの環境の充実を図りながら、各分野の施策・事業の展開を図っていききたいと考えております。

その他、事業進行中でありましてところの都市計画道路西高田線や、それにかかります橋梁の架設、高田南土地区画整理事業の早期完成など、これらの課題を解決しつつ、コンパクトシティー構想にありますように、榎の鼻土地区画整理事業を中心とした、憩いのある生活空間、さらに賑わいのある中心市街地計画など構想の実現へ向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、就任以来続けております「ほっとミーティング」の開催や「まちづくり提案箱」の設置、毎月第2、第4土曜日午前中の「開庁業務」、「結婚相談事業」、「農業支援センター」も引き続き実施をするほか、町長就任時にお示ししました5つの提言につきましても、精進を重ねてまいりたいと思います。

この5つの提言の中には先ほどの3つの他に、住んで良かったと感じるコンパクトシティー、あるいは地場産業の育成の活性化と、こういったものも入っております。

今後とも「住みたい・住み続けたい・住んで良かったと言われるような幸福度日本一のまち」を目指し、職員共々、住民の期待にこたえるべく努力をしてまいり所存でございます。

いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、3番目の今後の農業支援についてのご質問でございます。昨今の政治・経済・文化など地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われているところでございます。このような中、国におきましては「農産物のブランド化」「加工品等の6次産業化」そしてまた「担い手農地集約による規模拡大」等々の施策が国におきまして掲げられております。

本町におきましても、基幹産物であります柑橘の外国産オレンジとの差別化を図るため、糖分を高めていく「品質向上対策」、あるいは「競争力のある品種への品種改良」、並びに出荷時期を遅らせながら、調整しながら、高単価販売ができるような、そういう農産物の生産に繋がる「冷風定湿貯蔵技術」と言いましょうか、そういったものの確立などですね、ブランド化による付加価値を高めた農産物の生産や販売をより一層支援をしてみたいと、このように考えてます。また、柑橘の輸出につきましても、検疫等の問題もございます。しかしながらJAと協力し拡大が図られるようですね、働きかけを行ってみたいというふうに考えております。

その他、次年度からは新たな特産品と期待が高いオリーブによる商品の販売、ジャムや既存加工品の瓶・ラベル等リニューアルも予定されております。今までの瓶とかラベルっていうのは非常に目新しくないんで、このあたりも変えていこうというふうに思っております。今後6次産業化による取り組みなども、推進をしていこうと考えております。なお、生産者の皆様方が意欲を持ち、継続的發展を図る上でも、高付加価値化に必要な「生産資材の導入」や労働の省力化を図る「樹園地基盤整備」の検討などいたしまして、農業後継者のためにですね、いろんな基盤強化、収益性の向上というの、今後ともですね、国・県・JA等々関連機関とも連携をして、支援をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

②の学校教育の充実の中で、1点目、食育指導と給食管理状況について回答いたします。

食は人間が生きていく上での基本的な営みの1つであり、健康な生活を送るためには、健全な食生活は欠かせないものでございます。しかしながら、近年、食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、子どもに食生活の乱れや健康に関し、懸念される事案が見られ、望ましい食習慣の形成は国民的課題となっております。子どもの頃に身についた食習慣を大人になって改めることは非常に困難であり、どの学校においても食育指導には力を入れて取り組んでいるところでございます。町内の学校における食育指導は、食育基本法に基づき、「長与町立小中学校食育推進委員会」を設置し、推進しております。

具体的には、町内に4名の栄養教諭がいますが、それを中心として3つのブロック別食育推進委員会を立ち上げ、食に関する指導等を行っております。また各学校においては、食に関する指導の全体計画を策定し、家庭や地域との連携を図りながら、各教科や道徳、特別活動など教育活動全体を通じた取組や、給食週間には郷土料理の提供・地産地消の取組も行っております。

給食の管理状況については、施設設備の衛生管理はもとより、調理従事者の衛生教育や機械器具の衛生管理、使用水・排水及び廃棄物の衛生管理に留意しているところです。加えて、食品等の衛生的な取扱については、消費期限や品質、鮮度などを検収した上で調理するとともに、不測の事態に備えて原材料を2週間保存するようにしております。

2点目の児童生徒の健康管理についてでございますが、学校保健安全法に基づき、各学校で学校保健計画を策定し、健康診断やその結果による児童生徒への指導、環境衛生検査の実施等を計画的に行っております。また、日々の「健康観察」において、児童生徒の健康状態や感染症の罹患状況を把握し、即時に対応できる体制を整えております。

ところで、平成28年度から学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、児童生徒の健康診断内容が変更になります。これまで行っておりました「座高の検査」や「寄生虫卵の検査」がなくなり、新たに「四肢の検査」これは両手・両足や背骨などの発育検査でございますが、これが追加されます。このような時代の変化にも迅速に対応できるよう準備をしているところでございます。

3点目の図書サービスの充実についてでございますが、本年度より、町図書館の司書、学校図書校務員、司書教諭など図書館や図書室に関わる人を対象に何度か研修会を実施いたしました。そのねらいは、町の図書館と学校図書室との連携についての協議や、学校図書校務員や司書教諭のスキルアップを図るためです。今後も図書関係者の合同研修会を開催し、「子ども達と学校の図書」、「未来に向けた長与町図書館の在り方」などハード・ソフトの両面から、環境整備や人材育成を努めてまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

それでは、通告順に従いまして、再質問をさせていただきますと思います。回答の中で、もう詳細に詳しく、回答頂きましたので、幾つか的を絞ってですね、私なりに質問をさせていただきますというふうに思います。

まず、シーサイドエリアのイベントと活性化について、再質問いたします。活性化については、イベントやエリアの整備が重要になってくるかなというふうに思います。そして、人が集まるイベントなのか、人を集めるイベントなのか、そういった差別化も必要になってくるのかなというふうに思っております。

そういった中で、シーサイドエリアと隣接する西側埋立地の今後の展開を含めた、シーサイドエリアを今後どのように活用していく計画があるのか。町長の率直な思いをお

聞かせいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、シーサイドストリート、シーサイドパークというのが、一大スポーツのできる拠点という形になってきておりましたですね、そこの中にある総合体育館の中のスポーツ器具、これも全て替えております。そして4月はですね、テニスコートの芝生も張り替えるというようなことで、あの辺り一帯はスポーツイベントの拠点として、今から活用していこうと思っております。ロードレース等々もありますし、できればロードレースなんかも、もう少し大きな大会にできないかなと体育協会の皆様方ともご相談をしておるところでございますけども。いずれにいたしましても、体育施設の拠点として、体育スポーツそしてまたマルシェとか、そういったいわゆる人口交流、いろんなイベントをしている方が集まっていたらと。そういった交流人口の促進を図るためのイベント、そういったものも合わせてやりながら、非常に賑わいのある拠点として、そうやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

いろいろイベントの計画も、思いもあってるようですが、春のイベントとしてですね、シーサイドマルシェなんか定着して行って、今度ヘルシーウオーク大会も同時開催ということになってますけども。四季の中で春夏秋冬それぞれですね、やはり季節感を出したイベントの開催というものも、必要になってくるのかなというふうに思います。それとあと、町長が言われましたけどもスポーツ施設関係ですね、ゲートボール、フットサル場、そして体育館との連携を絡めていけばより多くの人を集められるイベント企画はできるのかなというふうに私的に思ってるんですけども。そういった四季を通じてのイベント開催の考え方っていうのがないものか。ちょっとそこら辺をお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

昨年ですけども、長与商工会さんの方で「ながよオレンジマルシェ」という形で、西側埋立地の海洋スポーツ交流館の前で実施をされたわけでございますが、そういう西側埋め立ての方で、行ったその事業に対しまして、その長与町の魅力をアピールするためにも、マリンスポーツとのですね、コラボ的なものが、できないかということではですね、今からは調査をしていくべきではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

そういった関係で、やはり年間を通しての取組が必要かなというふうに思いますし、高齢者から子どもまで集えるイベントを開催していただけないかなというふうに思っております。そういった中で、あなたもできるトライアスロン 初心者対象の第1回長崎トライアスロン祭りが、3月27日長与町で開催されるようになっております。秋の岩手国体からトライアスロンは正式競技として開催されます。そういった意味では、大村湾とシーサイドストリートをコラボさせて、スイム、バイク、ランというような環境が1番適しているのかなというふうに思っておりますけども。候補地として、町長、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今、お話のありましたですね、私どもの方も、ある程度計画的というかですね、計画というか、考えてみたんですけども、どうしてもバイク関係のですね、やっぱりスピードが出ますし、各道路で交差点を常に閉鎖をするような形になりますので。それとランも、距離の確保というのがなかなか難しい部分もございます。それと、スイムですか。それもやはり、その場をですね、何回か往復するという形でしか距離がとれないんでないかというふうに考えましてですね、今のところちょっと断念をすることでございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

町の方もいろいろとですね、そのイベントについては研究をされてるというふうに分かりますんで、そういった意味では、フルのトライアスロンじゃなくてミニのトライアスロンというような考え方もありますんでですね、そういった考え方で、イベントですね、それに積極的に開催していただいて、やはり賑わいのある、活性化するまちづくりに向けてですね、お願いしときたいというふうに思います。

そういった中で、シーサイドストリートエリアの中での観点にいけば、潮井崎のキャンプ場ですね。最近口コミでキャンパーの方が四季を通じて利用者が多いというふうに思います。そして、ネット関係で、潮井崎の写真がアップされてるところもありますんで、そういった意味ではキャンプする方々の、多くの方が利用していただけるように、再度、潮井崎キャンプ場の整備計画を考えられないのか、そこら辺だけちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今おっしゃるとおり、潮井崎公園が随分整備されてきましたので、潮井崎公園から和
三郎公園にあたるころがですね、一部まだ160から170メートルぐらい、国道が
ですね、整備されてないんですよ。それでですね、何とか整備していただくようにとい
うことで、県と、あるいは国交省の方にも掛け合ましてですね、何とかそこ、160、
170メートルが整備できるようになったんですよ。それが整備されますと、堂崎まで
が、車が十分離合できるような形になってまいりましたので、そういった中で、そうい
った潮井崎公園、更なる利用度も高まってくるでしょうし、また堂崎の鼻も、同時にま
た利用をされる、そういうものがでてくるんじゃないかなというふうに期待をしておる
ところであります。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

是非ですね、リピーター等を増やすことで町の活性化にも繋がってくるのかなと思
いますので、継続しての投資と整備をですね、お願いしときたいというふうに思います。

次に、2点目の空き家対策の取組状況についてお伺いをいたします。長崎県の方で空
き家対策協議会の中でそういったのも含めて、調査をやっているということですが、
今行われてる調査についてですね、単に空き家か空き家でない調査なのか。それと、管
理課単独だけでの調査をやっているのか、そこら辺の内容をお伺いしたいというふうに
思います。

○議長（内村博法議員）

濱管理課長。

○管理課長（濱伸二君）

空き家の調査でございますが、空き家の調査を今現在、ちょっと入れてない状況で、
来年度から、自治会の方に調査依頼を行いまして、適正に管理されていない空き家につ
いて、調査を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

空き家関係でいけば、今年の1月の寒波の時、水道管の凍結事例がたくさんありまし
た。そういった中で諫早市の調査では、空き家の水道管破裂も多かったという結果が出
てきております。そういった意味では、水道、電力あるいは所有者がわかれば所有者の
方々ですとか、各種団体との合同の調査が必要になってくるのかなというふうに思っ
ております。水道元栓の閉止状況や電力データの閉止状況など、それによって漏水や漏電

火災の予防もできるんじゃないかなというふうに思ってますんで、そういった意味での合同調査は考えられてないのか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

濱管理課長。

○管理課長（濱伸二君）

今現在のところ、空き家が何故問題なのかというところで、安心安全を考えたところで、空き家が適正に管理されてないということが最優先だと思いますので、まずそちらの方をデータベース化して、町内のそういうものがないかということでそこら辺を整理した中で、段階的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

今後の展開ということでお伺いしたいというふうに思います。ベッドタウンとして継続して、長与町まだまだ発展しておるといふふうに思います。現在は全国的にも低い空き家率だといふふうに私は思っております。そういった中で、これから訪れる少子高齢化の中、特に核家族化が多いベッドタウンとしての形成上、ますます増加傾向になってくるのかなというふうに思います。現在とこれからの推移を見たときに、近隣自治体と比べ、空き家率からすればどのように変化してくるのか。そういった空き家率の環境というのをどのように予想しておるのか。ちょっとそこだけお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

森建設部長。

○建設部長（森浩平君）

空き家率の予想といいますか、その人口減少に伴う空き家率になろうかと思えます。今現在、4万2,000程人口ありますけども、それがどのくらい減っていくのか。それでまた、住まわれる子供さんがおられるところでも、戻ってこられるのか、そういうのも含めて、考えないといけないということなので、ちょっと今のところそういうところまでは行っておりません。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

町だけでは解決できない、いろんな課題もあろうかというふうに思いますが、これから調査も本格的にやるということですので、やはり、あらゆる角度から行った方が充実した調査結果が出るのかなというふうに思っております。そういった意味ではしっかりとやられていただきたいというふうに思いますし、その他の活用を視野に入れた調査になれば、例えば、所有者が分かれば、その所有者との交渉で安価な施設への

転換とか。今言われてます移住者用の家といった調査など、できるんじゃないだろうかというふうに思います。そういった意味では、それが総合戦略、総合計画の移住の後押しになるものというふうに思いますんで、そこら辺をしっかりとやられていただきたいというふうに思います。

次に、町長が思うまちづくりについてということで、質問をさせていただきたいというふうに思います。回答いただきましたけども、私なりに町長の思いをお聞きしたいというふうに思っております。現在の町づくりの観点から、町の様子を見ますと、町内の町並みを見たときに、古い町並みと、新しい町並みに分かれてくるのかなというふうに思います。その中で、何かを感じ、また生活のにおいも感じ、時代の変化に気づくところがあるかというふうに思います。回答いただきましたが、今の率直な町長の、この町を見たときの思いをお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

長与町というのは団地造成で、実は発展してきた町なんですね。私が小さかった頃は大体人口が5,000、6,000人ぐらいで、本当に田んぼがずっとありまして、山すそに家があるというようなことだけだったんですよ。だから、私の家からずっと田んぼがあって、その先の山のふもとに民家が見えるというぐらいな感じでございました。そういう中で、団地造成がずっと行われてきたわけでありまして。ただ、私、長与町が救われるのは、団地造成がタイムラグを置いて出来てきたってということだと思っております。これが一遍に出来た団地であれば、いわゆる高齢化も一遍に進んでしまうだろうと思っております。今、分部議員おっしゃったその空き家というのもそうだと思うんですよ。だから、そういったものがタイムラグを置いて、そして今1番新しいのが緑ヶ丘。そして今、榎の鼻に出来ております。そういった形で出来てきておりますので、そういった面では、時間をかけながらじっくり見ていけるのかなっていう見方が1つです。

もう1つはですね、新しく入って来た方々がいらっしゃるんですね。その中での協業。町とその住民の皆さん方がどういう形で交わって、そしてまちづくりに一緒にやっていけるかという、この協業っていうのを、ごみもそうですし、それから平和スポーツも平和コンサートもそうですし、川まつりもそうですし、いろんな協業があります。だからその協業というのをもっともっと充実させていって、町民同士が交わって、まちづくりに参画できるような、そういったまちづくり、そういったものが基本になるのかなと考えております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

町長の思いをお聞かせいただきましたけども、やはり時代の大きな変化のもと、今現

在、向こう3軒両隣的な環境もなかなか再現できない環境にあるのかなというふうに思います。しかし、古き良き昭和の時代の背景が消えていくとは思いません。しかし、残すべきものは残していく、そういったまちづくりも必要になってくるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしときたいというふうに思います。

次に町長、車社会の変化に伴う住環境についての町づくりという観点から、若干質問をさせていただきますというふうに思います。

時代の中、流れの中からガスから電気へ転換が進んでくるのかなというふうに思います。町内の住宅見たときに、プロパンガスがなくなり、あるいはガスメーターもなくなりってような環境も目につくのかなというふうに思います。低酸素社会に向けて、今後は重要な施策の一つになってくるのかなというふうに思っております。

家庭から二酸化炭素を抑えるエコタウンなど、近年の社会は進歩してきているように思いますし、本町のその一步を踏み出している状況かなというふうに認識しております。

次世代カーへの転換や、蓄電池としての考え方で、住宅と自動車の関係は大きなインパクトのある社会現象になりつつあり、そういった意味では、町並みも変化してくるのかなというふうに考えております。

町長が思う小さな拠点づくり、コンパクト形成に向けてこれからの4年間で、私は車社会と住環境については、4年間で大きく問われる期間になってくるというふうに思います。町長、次の選挙に出馬されるということですので、町長のまちづくりに関する次期選挙に公約とまちづくりついて、あれば、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今おっしゃったとおりだと思います。まちづくりっていうのも、かつては今古き良き時代と言いましたが、小店なんかありまして、そこで、私達は買ったような気がするんですけども。それがそういったまちづくり、そして町の中に大きなショッピング、例えば長崎だったら大きなデパート等々ありました。それがだんだんだんだんだん郊外型に変わっていったというようなことで、そのモータリゼーションも随分変わっていったと思うんですね。ところが、今高齢化を迎えてまいりますと、今度は逆に郊外型よりも、通販型とかですね、それからすぐ自分の家の近所にある所で買い物をすると、で、買い物もそういった人たちとの中で会話があったりとか、そういった交わりがあると、そういった、まちづくりに転換してくるんじゃないだろうかということが一つあります。

そしてまた車も、今はご高齢者の方でも1人で乗れるバイク型ですね、バイク型といいましょうかね。今、体の不自由な方も乗れるような車もできております。そういった形にだんだんだんだん、メーカーの方もね、そのモータリゼーションの方も変わってくることもあるかと思ひますね。そういった中でやはり私達がやっぱり何と言っても交わりのある生活、そういったものが例えば買い物にしてもやっぱりその中で会話があ

ると、そういったものですね、ますます来るような時代になってくるんじゃないだろうかと、そのように考えております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

そういった町長の思いも聞きましたけども、なんで私がこういった質問をしたかと言うと、もう現在福岡県では、下水の汚泥から高品質の水素を精製する。そしてFCV、燃料電池車に供給する取組も行われております。

長与町も次世代自動車充電インフラ整備ビジョンの中に含まれている環境の中で、2020年の東京オリンピック終われば、私は次世代カーと住宅がコラボする、この現象が地方へ広がってくるのかなというふうに思っております。日本の生活環境もそれにつれて変化しているのかなと、その余波も4年後には長与町にもくるのかなというふうに思っております。

私が調べた内容で、国際エネルギー機関IEAは2030年をめどにFCV燃料電池車を1%、EV電気自動車8%、PHVプラグインハイブリット、これを20%ということで、世界の車両の30%をそういった計画にするような話も出ておりますし、一方国内では経済産業省が2020年、オリンピックの年ですけども、FCVを1%、EVとプラグインハイブリットを15から20%にするというような計画になってます。町内の自動車保有数を見れば2万6,000台、その20%、考えれば約5,000台が4年後には次世代カーに変わってるという状況に捉えられます。そういった中ではこの状況をどう考えるかがこれからのまちづくりに必要になってくるものというふうに思います。時代の変化、早いというふうに思っております。東京モーターショーも見られたというふうに思いますけども、こういった次世代を乗り越えて、次は自動運転車の入ってる時代です。オリンピックの時にはもう走ってる時代が変わります。そういった意味では、やはりこういった車の環境というものを考えたまちづくりも必要になってくるのかな、ステーションも含めてですね、思います。私も民間企業の製造部門に勤務しておりますけども、やはりグローバル化の波、そしてものづくりの波というのは早いです。そういった意味ではそういったものを、少し頭の隅にいて、今後のまちづくりに活かしていただければというふうに思います。よろしく願いしておきます。

次に、学校教育の充実についてですけども、給食管理状況については、今後とも継続した取組をよろしく願いしたいというふうに思います。そういった中で食育指導について、質問を変えさせていただきたいと思っております。少しあの視点変えて質問になろうかというふうに思いますが、よろしく願いしときたいというふうになります。

全国的に見ますと、平成26年度からスーパー食育スクールSSSの指定がっております。本町のスーパー食育スクールについての考え方を伺いたします。また、指定されてる学校の実践、成果等をどのように受け止めるか、あわせてお願いしたいとい

うふうに思います。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

お答えします。スーパー食育スクールですが、平成27年度、全国の28都道府県においてですね、小中高、公立だけではなくて私立の学校も含めて、30校での取組が行われているところです。長崎県においては、1校も指定を受けておりません。議員ご指摘の効果、成果という部分ですけれども、特にスーパー食育スクールにおいては、学力の向上であるとか、健康増進、それから地産地消、食文化の理解などの目的を果たすために、モデル的に実施されているというふうに理解しているところですが、スーパー食育スクールとしての指定はを受けておりませんが、現段階では各学校の給食週間の取組であるとか、食育の指導の中で、これらの点について重点的な取組を行い、一定の成果は上がっているものというふうに考えているところです。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

指定の方は十分、私も、何校というのも十分理解しております。そういった成果を、良いところは取り入れていただいてですね、食育の方に活かしていただきたいというふうに思いますし、食と学力との関係については、生徒の食習慣、食生活の変化が関連してくるというふうに思います。これ、スーパー食育スクールのある中学校の話なんですけれども、2学期の末で5教科、5段階評価の判定の合計点を比較しております。5月のアンケートと12月のアンケート。そのときに、朝食取得の状況が改善された生徒に顕著な合計点の上昇が見られたというような報告もあっております。

そこですね、お伺いしたいんですけども、本町の食育計画で私一度質問したというふうに思いますけども、そういった項目の中で、朝食の取得は100%児童生徒というふうな目標値が掲げられたというふうに思いますけども、それは達成できたのかということでお伺いしたいというふうに思いますし、できてないとすれば、家庭のアプローチはどのようにされてきたのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

目標値として100%を上げておまして、小中合わせておおよそ9割以上ですね、成果が上がっておるところであります。現在、家庭教育の10か条を進めたり、それから県下全域で進められております早寝早起き朝ご飯ですかね、あのようなどころも含めてですね、今後も力を注いでまいりたいと思います。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

わかりました。そういったところでですね、朝食の取得、たかが朝食と言いますけどもね、しっかり食べてやはり今日一日のエネルギーを蓄えると言う意味ではですね、欠かせないものかなというふうに思いますんで、よろしく願いしときたいというふうに思います。

それで教育長の回答の中で、栄養教諭4名配置されてるということで、近年の子供の食を取り巻く環境の変化に対応するために、文科省が平成17年度から始まった制度だというふうに私は理解しておりますけども。そういった中で、平成17年から平成27年4月までの間に約5,300人が栄養教諭になって、右肩上がりに現在増えてきている状況になっております。多いところでは北海道、大阪、兵庫、福岡、愛知というふうな順になっておりますし、そういった中で一体的な食に関する指導と学校給食の管理をもっと充実させためにも1人1校の配置が望ましいというふうなことも言われてる方もおります。4名配置になっておりますけども、どうしても学校教育基本法の37条2項で置くことができる職員というふうな解釈されてますんで、それ仕方ないかなというふうに思いますけども。やはりこの現状だけですね、右肩上がりに増えてる現状だけご理解いただきたいなというふうに思います。そういった中で栄養教諭はですね、やはり食育全体のコーディネーターであるというふうに思いますし、個別的な相談指導を行う指導者であるのかなというふうに思っております。そういった中で、やはり子供たちの健康問題が深刻化しておるのじゃないかというふうに思います。肥満、痩身、誤ったダイエット、あるいは食物アレルギーなどの指導をすることで、それに栄養教諭が担う大きな大切な仕事だというふうに思っております。そういった中で、町内の児童生徒に関してはですね、それぞれの家庭環境の中、子供の成長過程で、個人への食のバランスや食の偏りなどあろうかと思えます。児童生徒に向けた食に対する指導状況及び対策は十分行われるのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

議員ご指摘のように、学校栄養教諭というのはですね、右肩上がりだとおっしゃいましたけども、実はこの栄養教諭の配置を国が増やしてるってわけじゃなくて、学校栄養職員というのがおりました。主に給食の献立、アレルギーとか何かの仕事されてた方ですね。この学校栄養職員に新たなスキルアップをして、県の方で試験をして、そしてその方を栄養教諭としてパスした人をやっていくと。ですから学校栄養職員の母数が栄養教諭になっていったという、そういう経緯でございます。本町で4名ということでございますが、ご指摘のように各学校に1人ずつというのが理想的ではございましょうが、昨日もありましたように教員定数の枠の中で、県の方で工夫してやってると。これは給

食を作る食数に応じて配置されていて、本町では4名というそういう状況でございます。したがって、この栄養教諭はですね、栄養教諭になりますとその教室に行って、今おっしゃったような指導ができるんですね。栄養職員だったらそれはできませんけど、栄養教諭は教諭ですから、指導ができます。ですから、担任と養護教諭とか連携しながら、そして家庭の保護者の理解をいただきながら、今おっしゃったようないろいろな食育指導を行っているというのが現状でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

教諭、及び職員、担当の先生方も、日々学校の授業の中、限られた時間の中で、いろいろと指導もされておるかというふうに思います。子どもたちももしかしたらそういった指導の中で、何らかのきめ細かな対応をしていくうちに、気づかないそういう様子が何かその受け取られるようないうふうに思います。たかが食じゃなくて、やはり食に関することで1番怖いのは負の連鎖が起こることかなというふうに思っていますので、今後も、継続したご指導の方よろしくお願いしときます。

次に、健康管理についてですけども。ちょっと数点用意してたんですけど、1点だけ伺いたします。児童生徒の視力低下についてですけども、最近裸眼視力の低下をよくお聞きしますが、本町の児童生徒の視力についてどういった傾向にあるのか現状をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

速報値ですけども、平成27年度の速報値として、長与町内の小学生で裸眼視力が1.0未満の者がおよそ31.2%、中学校におきましては53.6%という速報値です。これ、国の速報値と比較いたしますと、小学校が30.97%、中学校が54.05%ということで、若干の違いがありますが、ほぼ国の動向と同じではないかと。合わせてですね、昨年度実績で申しますと、小学校は、昨年度35.1%の率がございましたので、そこからはやや減っていると。中学校については、昨年度も今年度も53.6%ということで、変化がないというようなことをご報告いたします。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

若干減ってるか、変化がないということでしたけども。全国的に、裸眼視力1.0未満の児童生徒が、やはりこれも若干ですけど増えてきている、推移しているというような傾向にあっております。各種機器の普及によってですね、どこでも使用できる環境があることが要因にも入ってくるのかなというふうに思いますし、やはり、子供たちの身

体的な変化については学校という限られた中での警鐘も必要となってくるのかなというふうに思っております。そういった中でやはり、重要なことは家庭との連携についても、継続的に保護者の理解をいただきながらやっていくものというふうに思いますけども。そういった、視力低下に特化しておりますが健康状態、健康管理も含めて、家庭との連携についてはしっかり行っているのか、そういった辺をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

今、タイムリーなご質問をいただいて、思ってるんですが。例えば1番ですね、今問題はですね、スマホ、パソコン。そういう機器類を、ご存知のとおりこのくらいでしょう、サイズが。ここにいっぱい文字があるわけですね。これをどうしてるかという、夜遅くまで多分やっていると。これ絶対視力、これについてはあまりよろしくない、ということ、PTA連合会の方で、この使い方について、少し警鐘を鳴らそうということで、町内全体でそういうものに対する取組をしていきたいと思います。これはいろいろ生徒指導上のいろんな問題もございまして、今指摘されてるように、視力、健康管理っていう面からも、非常に効果的だというふうに思っておりますので、これを、今後、今から多分、次年度の初めに連合会でチラシが出ると思っていますので、それを各家で、親子さん、一緒に話題にしながら守っていただきたい。本当にタイムリーなご質問でなかったかなと感謝しているところでございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

そういったところは宜しくお願ひしていきたいというふうに思いますし、スマホの画面を覗くっていう、あるいは今言われてるのが姿勢も言われてるんですよ、前かがみになって、従来の子どもたちの成長段階にあるときに姿勢が悪くなってくるということも言われてますんで、そこら辺も今できることから確実に、実行していただければというふうに思いますし、視力の件に関しては、ちょっとこの資料を私、持ってきたんですけども、これは昭和24年から平成27年まで、これ虫歯なんですよ。54年が1番頂点に立ってるんですよ。やはりこの中で何か対策がとられてるんですよ、っていうふうに思いますし。下の方が中学校小学校の視力の今の状況なんですよ、全国の。たとえば、ここまでの前に、ちゃんと長与町としてしっかり対策をとってきましょうねっていうふうに私思いますんで、そこら辺も含めてですね、よろしくお願ひしておきたいというふうに思います。

図書サービスの充実についてですけども、図書機能について質問をしたいというふうに思います。図書館の設置及び運営上の好ましい基準というのがあるかというふうに

思います。そういった中で多様な学習機会の提供の項目がありますが、今の図書館機能の中で、子供たちの学習の場としての環境と私は思っておりますけれども、現在の図書館機能が十分なその学習の場としての機能を発揮しているのか、あるいは学習環境を提供できているのかということでお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員おっしゃるとおりですね、今の図書館のスペースではなかなかそういう学習スペースというのが取れてないのが現状でございます。ただ、今ですね、2階部分に部屋がありますので、そちらをですね、ある程度、今部屋になってますので、ちょっと改修をしてオープンスペース的な形にしまして、こういう今の入試試験とか夏休みの期間とか、そういう期間にはですね、十分その活用できるような形で、整備をしてみたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

宜しくお伺いしたいというふうに思いますが、新図書館整備計画等もありますが、やはり、現在の機能が十分な学習機能を提供できてない状況であれば、やはりスピード感ある対応が必要かなというふうに思いますんで、そこら辺はですね、よろしくお伺いしていきたいというふうに思いますし、本町は全国学力テストでも、県内で上位を継続しておりますんで、そういった意味ではそういった施設の充実も必要かなというふうに思いますんで、よろしくお伺いします。

次に、大きな3つ目の農業支援についてお伺いしたいというふうに思います。1月の寒波が来ました。そういった意味では、九州圏内で多くの農林水産の被害が明らかになっておりますが、特に長崎県では皆さんご承知のとおり、路地栽培の枇杷などの被害やビニールハウスの損壊など、一部の県では壊滅的な状況となつてるところもあるようです。本町の1月のその寒波の被害状況はどのようなものだったのか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

中嶋農林水産課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

町内におきましての、被害の状況でございますけれども、ビニールハウスでございます。3棟、被害を受けております。被害額が1,575万6,000円ということになっております。それから路地枇杷でございますけれども、被害につきましては見込みでございますけれども、被害額で475万1,000円というようなことで、合計しまして、2,000万ちょっとという形になっております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

2,000万ちょいの被害状況というふうなことでしたけども。これ長崎市はですね、その茂木枇杷の被害を受けられた、補助金という形で多分出されてるのかなというふうに思いますけども。本町の、その2,000万円ほどの被害状況ということで、支援策は今後どのようになっていくのか、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

中嶋農林水産課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

支援策ですけれども、農業者の方からですね、農業共済という形で加入をされたということもございまして、現在のところ、町の方に要望等っていうのはあっていない状況でございまして。国におきましては、大雪等被害産地営農再開支援対策としまして、被害を受けました作物の残渣等の撤去、並びに整地など、定額によります栽培環境の整備補助とかいうようなことで、それから作物生産のですね、樹勢回復に必要な資材の共同購入とかっていう形を支援を行うことにしております。また、日本政策金融公庫におきましてはですね、被害を受けた農林漁業経営者の再建に必要な資金の貸し付け等あるようございまして。町としましてはですね、例年補助を行っております施設園芸育成対策事業と言いまして、2分の1の補助がございまして、そういうようなところも、ご活用いただいて支援ができないかということで思っているところです。

以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

そこら辺の支援はですね、時間を組んでですね、迅速に対応していただきたいというふうに思っております。

それでは次の質問に入りたいというふうに思います。平成26年度より、長与町農業支援センターの設置を行って、農業の活性化の支援を積極的に行いますというふうにあります。現在までの支援の効果と今後の展開をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

中嶋農林水産課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

お答えします。農業支援センターはですね、平成26年度に設置をいたしておりますけれども、これまでの主な相談といたしましては、就農に関する相談、それから農地の貸し借りに伴うもの、有害鳥獣の被害防止対策、それから、農道、水路、農地の基盤整

備関係。それからですね、今言われておりますオリーブ振興に関する件など、様々なご相談をいただいております。成果としましては、岡郷におきまして、定年退職後にですね、就農を希望された方へ農地をあっせんして、就農に繋がった件。それから農地の貸し借りに伴います利用集積が7件とか、オリーブの栽培指導に关します管理の確定等が図られているところでございます。今後のですね、運営方針でございますけれども、今後とも長与町の農業に关します総合的な窓口としまして、新規就農者の相談、育成並びに担い手の農地の集積、また有害鳥獣防止被害対策など、積極的に支援をしたいと思っております。それから耕作放置の放棄地の発生防止、並びに農産加工品の新たな開発等ですね、センターの目的であります町の農業者皆様方の効率的で安定的な農業経営の安定に向け、努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

分かりました。以上で終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時31分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、浦川圭一議員の①花いっぱい運動の一環としての花植えについて、②過去の一般質問における答弁のその後の経過についての質問を同時に許します。

1番、浦川圭一議員。

○1番（浦川圭一議員）

おはようございます、早速質問に入らせていただきます。①花いっぱい運動の一環としての花植えについて、この事業につきましては、小学生から、老人会まで、町内各所で多くの方々の協力のもと、実施をされております。その当日は、多くの職員が通常業務をやりくりしながら作業に従事し、また、担当所管の職員も、その手配など、実施に向けて、大変ご苦労されていると感じております。そこで、次の事項について質問いたします。（1）実施にかかる事業費は如何ほどでしょうか。（2）植えつけた後の管理体制はどうなっているのでしょうか。（3）提案も含めて申しますが、経費の削減及び管理業務の軽減を求めて、宿根草を含む多年草での植栽も検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。大きい②番でございます。過去の一般質問における答弁のその後の経過について、本定例会は、年度初めの第1回議会としての位置づけであります。私の感覚からすれば、年度最後に総括を行う議会であるとの認識も持っております。そこで、本年度中に、私自身が質問し、答弁をいただいた一般質問のなかから、結論がその後どうなったのか。とと思っている事項について、改めて質問いたします。（1）昨年6月定例会において、「日常の議員活動において行う、町への要望、提案、申出などについて、町民へ、その内容を公表できないかと」の質問について、公表するにしても、基準とか、要綱とかの制定が必要であり、今後の課題とする」との答弁で終わっておりました。その後、公表に向けて何らかの着手をされたのか、または公表しないということで決定をされたのか、お伺いいたします。（2）昨年9月の定例会において、長崎県に対して「長与川の浚渫の要望に努めていくべきだ」との質問に「要望していく」との答弁をいただいております。その後の経過についてお示し願いたい。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、浦川議員の御質問にですね、お答えをさせていただきたいと思えます。1番目の花いっぱい運動の一環としての、花植えについてでございます。1点目の「実施に係る事業費はいかほどか」の件でございますけれども、平成27年度に実施をいたしました際の事業費ですけれども、6月と11月の2回実施をしております。花の苗、堆肥代及び土壌改良等準備のための委託料といたしまして、総額でおよそ290万円となっております。2点目の、「植えつけた後の管理体制はどうなっているのか」という御質問でございます。道路を管理するうえでの、草取り等、一般的な維持管理につきまし

ては、年2回程度、道路管理者のところで行っておるところでございます。次に3点目の「経費の削減及び管理業務の軽減を求めて宿根草を含む多年草での植栽も検討すべきと思うがいかか」という御質問でございます。この事業は、老人会の活動の場、また、子供たちが緑や花に接することで、「きれいな街づくり」に直接参加できる有意義な事業だと考えておりますけれども、経費削減、管理業務の軽減などを、踏まえますと、植え替えの手間を少なくするための、浦川議員の御提案は、良い御提案だと思っております。しかし、多年草や宿根草の中には、長く持たせるために、手間がかかる種類もあるようでございます。どの種類が適しているのか、今後は、庁舎周りで何種類かの多年草や宿根草を試験的に植えてみまして、様子を見て、その結果適している種類が見つければ、徐々に移行していきたいと思っておりますので、いま暫くは、現状の花の苗を植え込むことで、御了承を願いたいというふうに思っております。続きまして、2番目1点目の過去の一般質問における答弁のその後の経過ということでございまして、1番目の、「日常の議員活動において行う町への要望、提案、申出などの公表」につきまして、昨年の6月議会において答弁いたしましたけれども、議会基本条例の前文におきまして、「議員には、多様な民意の的確な把握と、町民の負託にこたえる活動が求められ、議会には議決機関及び監視機関としての役割とともに、議員間の自由闊達な討議を通じた政策立案及び政策提言能力の向上、議会情報の発信、町民への説明責任を果たすことも求められている」と明記をされております。議員の皆様は、町民や地域の意見を町政に反映させるため、日々活動しておられるわけでございますけれども、その活動は、多岐にわたると思慮いたしております。議員活動として行う、町への要望、提案、申出等々につきまして、その活動の一部でございまして、それのみを抜粋して公表することは、予定はしておりませんが、議会におかれましては既に、議会だよりや公式フェイスブック、議会ホームページなどを駆使した情報発信、また、議会報告会、住民懇談会を開催されるなど、さまざまなツール、機会を活用して、町民への情報を発信を行っておられるところでございます。さらに議員各位におかれましては、ブログやウェブサイトなどで活動報告や提案を行うなど、責任を持って地域に根差した、情報発信がされておられますので、既にご活用されている手段を用いて、議員活動内容をご提案していただければ、良いのではないかと。そのように思っておるところでございます。次に、長与川の浚渫の要望につきましては、県に要望を行っております。県より、まず現状を把握するために、測量を行い、その後対応を検討しますというような回答を受けておるところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

それでは再質問をさせていただきます、まず1点目の1番でございますが、年間290万程度かかっているということで理解をさせていただきました。次に、2点目の管理

についてでございますが、草取り等を年2回行っているということでございますが、年に2回植えつけて、単純に言えば半年ごとに1回植えつける状況だと思いますけども、その間の生育状況について、どのように所管の方、感じられておられるか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

生育状況でございますけれども、先ほどの答弁の中にあつたとおり、管理的なことは余り、してない。ただ、道路の管理上、その水やりとか、そういったところをやりますんで、今、植えてる花が1年で終わってしまう。という状況で、草とか、雑草とか入って、中には枯れるものもございます。それについては、今のところ、そのままの状況で、その年を終わらせているという状況でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

1年草といいながら、1年はもたないわけですよ。半年に植え替えるわけですから、半年ずつ持たせるんですが、今朝もちょっとこう、八反田公園からの舟津橋までちょっと見てきたんですけども、生育状況で見ればですね、年に2回位の管理をされているということなんですけども、当然この管理では、どうしても花もまともに育たないという現状だと思うんですよ。だから生育状況でいいますと、良く育っているかといえば全然だめなのかなと、いうふうな状況だと思っております。そういった中でですね。植えた苗が育つ前に、枯れたりとかしてるもんですからですね。非常にもったいないなという感じを持っておりましてですね。結果を見れば、今申し上げたとおりなんですけども、実際の管理について、現状の所管の人員とかですね、その植えた箇所が、膨大であるというふうな、そういう状況を考えますとですね、そういう管理がですね。行きとどかないというのもですね、仕方がないのかなっていうのも、そういう思いも持ってはおります。そうゆうことで今回、宿根草はどうでしょうかということで、提案をさせていただいたわけでございますが、次に3番目も合わせてですね。質問していきませんが、3番目の答弁の中でですね。老人会の活動と子供たちが花に接することが、有意義であると考えているので、事業は継続する。宿根草については、試験的に庁舎の周りとかに植えてですね。様子を見てみるということで、言っていただきましたけども、これですねあの、宿根草がなかなかこう、先ほどの宿根草に対する、考え方の中でですね、ちょっと私、違うのがですね、タキイ種苗で日本で1番大きい民間の種苗会社なんです、そのホームページからとってきたんですけども、宿根草の長所としてですね、一般的に、一度植え込めば、毎年植え替える必要がないということと、手間がかからず、丈夫な種類が多い。種類が多く、草姿や性質にも多様な個性が有り、飽きることがない。季節感に溢れ

情緒あるものが多い。結構、手間が先ほどかかるという、見解だったんですが、手間がかからないという認識で提案をさしていただいてですけども、その点どうでしょうか、

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

一般質問があったときに、調べさせていただきました。私も、花とかそういったところの方面はちょっと疎いもので、宿根草で何っていうところからまず入りまして、インターネットとか、そういった文献の方をちょっと調べさせていただきました。確かに今、議員さんが言われるとおりの最初の方の文章は、多年草とか宿根草は一度植えたら、何年も持つんで、管理に手間がかからんと、書いてあった文章を読みました。そのあとに、宿根草の中にもいろんな種類がございまして、中型とか大型とかありまして、球根ができて、これは球根ができて、土の上からは、そのときにも花が終わってしまっていて、冬になったら枯れると、今度は、球根分も、土から上げないといけないという種類もございまして。だから、そういったところを勘案したところで、どれがいいのかはわかりませんが、今、道路の歩道のところにポットの中に植え込んでいってまうけれども、多年草になったら、ちょっと背が低いやつとかもいろんな種類がございまして。ハーブ系とかですね、そこで、どうしても今植えてるのが、花がぽつぽつと咲くようなところが、ちょっと良いかなと思ひまして、そういったところもちょっと調べさせていただきました。どうしても、植えっぱなしというのもいいんです。確かに、ただ、そこの中で株がいつぱい、密になってきて、どうだこうだとか、いろんなその、ネットだけしかわからなかったんですけども、そういったところがあったんで、ちょっと、庁舎周りの方の中で、ちょっといろんな種類も植えてみて、どれが1番いいのかを研究してみようというので、先ほどの回答になったかと思ひます。ただ、夏場に強いやつとかですね、冬場ちょっと弱いとか、寒冷紗でちょっと日陰にしとかないかんとか、いろんな種類があるんで、実際に植えて、見てみないと、ちょっとわからないなというところで、先ほどの回答になったかと思ひます。だから、ちょっと調べさせてもらって研究をさしていただいて、どれがいいのかっていうので、当面、今の状況でちょっと推移をさしていただいてっていう形の回答になろうかと思ひます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

今、申されたように、多様な種類があつて、そういった中で、この長与町のそういう街路とかですね、そういう場合、今植えていてるところに、合うような性質のものを、研究をされて探してそういうものに変えたらいかがですかということをお願いしておるわけがございまして、決してですね、これがもう定着してしまえばですね、1番目で質問しておりますこの290万円のほとんどが、この花代、苗代だと私は思っております。

ですが、ここらへんが非常に削減ができていくということで、すぐ1年2年でできないかもしれませんが、ゆくゆく研究されて、今、夏でも緑のカーテンですよ、ああいうのは恐らく、どなたか詳しい方がおられてですね、土づくりからきちんとされて、綺麗に育っておるわけですからね、そういういろんな方の意見も聞きながらですね、参考にされて考えていただければと思います、この件はこれで終わります。

続いてですね、先ほどの、2番目の1番でございますが、答弁の中で議会は、議会ではいろんなツールを活用して、情報を発信している。議員についても、個々にブログとかそういったもので情報を発信していると。それで、議員活動の一部としての、その、町への要望・提案・申出、そういったものについて、一部を公表することはしないということだったと思うんですが、議員活動が全体有る中でですね、おっしゃられるように、おおかた議会だよりとか、議会報告会とかですね、議会についてはそういったものでも、いろんな情報を発信をしておりますし、個人の方でもブログとかで、いろんな情報を発信されるかたもいらっしゃいますけども、たとえば、情報が100ある中で、そのうちの僅か一部なんだから、もうしませんという考え方よりも、私はまるっきり反対の考えで、発信することで、ほとんどこの100ある情報、100に近い情報を発信することができるということで思っております、そういうことがですね、町民にとって、知る権利を、出さないということが知る権利を奪うものではないか。ということと、出さないことが何のメリットもですね、ないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

はい。議員おっしゃるようになりますね、議員活動のお示しに関しましては、議会だよりとか、あるいはフェイスブックとかいろいろあるということで、ただそれに載ってない部分を、もっと知る必要があるのではないかとということのお話だと思います。それで6月の議会のときですね、町の方で、職務に対する働きかけの記録等の事務取扱基準をつくっておりますということで、お話をしたかと思うんですが、実際ですね、その中で記録として上がってきたものが数点あったことはあったんですが、中身をよく見ますと、実はその働きかけには該当しないものばかりでございまして、ただ、様式として、それを使用して、報告は上げているという状況のものであるということが1点ですね。それと、あとは長与町の議会議員倫理条例ですか、そちらの方の第3条だったかと思いますが、この中でもですね働きかけ等を、しないということで書いてございますので、基本的にはそういったことがないと考えております。また、町長の答弁でありましたようにですね、議会活動の報告はいろんなツールがございまして、それで十分できている。さらにはですね、大きな例えば県とかですね大きな町ですね、そういったところはきちんとしたものをつくってですね、要項も基準もはっきりしたのものをつくって、対応してるところも、もちろんございます。ただそれを、町村レベルでどうかというと、私がち

よっと調べた範囲ではまだ、見つけてはおりませんが、周りの自治体等の動向も見ながらですね、やったほうがいいのではないかという意見もごございます。それと、基本、もし働きかけがあった場合は、所管を通して総務課の方に報告書の写しはまいりますけれども、他のことに関しましては、例えばその取りまとめをやっております、総務課の方では把握が全くできません。そういったいろんなことを考慮しまして、今の時点におきましては、公表の必要性があるとは判断しづらいとことで、公表しないということの、ご答弁になったわけでごございます。ただ将来的にですね、必要性が出てきた場合にはですね、考えていくべきことだとは考えておりますし、先ほど言いましたように、働きかけの記録等事務取扱基準もですね、もっと見直したほうがいいということで、総務課の中では、協議をいたしております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

今ですね、議員倫理条例の中で、働きかけは禁止をされておると。だから働きかけは、ないんだという前提でですね、公表しないということも考えておるということでしたけれども、今回私がですね、この質問をさせていただこうと思った理由がですね、今現在、世間で注目をされております、前経済再生大臣、担当大臣ですかね、この方の、事務所の金銭授受問題がありますが、そこでですね、そこを例にとりますとですね、ある補償を受ける側の建設会社が、この補償額の提示を受けて、その上乘せを、どうにかできないかということで、大臣の秘書にお願いをして、その大臣の秘書が、この都市再生機構（UR）というところを事業主体にですね。補助金の上乗せができないかという、口利きを行って、まあこの場合、この建設会社と、第二秘書の間でですね、金銭の授受があったということで、事件性があったということで、今マスコミでも報道されてるようでごございますけども、これもですね、今なつてというか、2月の頭ぐらいにURが、こういうやりとりがありましたということですね、どんどん、今、マスコミあたりでも報道がされてるわけですね。私も、こういう、長与町でこういうことはですね、起こらないと信じておりますがですね。こういう構図を身近なちょっと我が町に置き換えますとですね、例えば、長与町でも長与町の事業者でやってる、西高田線とかでね、補償の受ける側の方が、補償金の提示をされて、町議である私のところに、ちょっと納得いかんから、町の方に上乘せしてもらおうように、言ってもらえんדרらうかとね、相談を受けて、その件で私が町議の立場で、町の方をお願いにいつて、町の方は、そこはきちんと基準に基づいた提示をしておりますので、そういう事はできませんという。町の方は毅然とした対応をしたと、その一連の流れですよ、議員が町に言つて、町が回答、こういう対応したということですね、私は公表してくださいと言つてるんですよ、当然、公表するという、公表してください、こういう制度がですね。確立がされておれば、国の方のああゆう事件もまずですね、国の方でそういう制度をつくとゆうことは、非常に難しいかな

と思うんですが、まず、言ってきたものについては、公表ですよというシステムでき上がっておればですね。その、言うていかんですよ、こういうことを言うていけば、公表されるんだと思えばですね、言うていかんわけですから、全体の事件として成り立たん、事件自体がもう起こらんわけですよ。私はそういうふうには理解をしておりますですね。まずその言うてこられたときに、この一連の事件の中で1番迷惑を受けるのはですね、町なんですよ、町の方が1番迷惑を受けると思うんですよ。だからそういう、公表するというものを確立しておればですね、こういうこと言うてくる人もおらんようになるわけですね。だからですね、私はこういう制度を、つくっていただければと、そして先ほど課長が言うておりましたけど、働きかけの基準、これに、基づいてということ言うてましたけれど、私あの、ずっと言うておりますのはですね、議員活動の要望とかですね、そういうものを含めたすべてをですね。公表してくださいと言ってるんです。私もですね去年、三回位お願いに行ってるんですよ。二回はカーブミラーが曲がってましたよ。すぐ対応しますよということで、対応していただきました。公表して、二行ぐらいですむじゃないですか。一件はですね、橋の下のちょっと石垣がちょっと地元のある人から言われて、確認をしてくださいと所管に、ちょっと見てくださいということで。私は三件しか行ってないですね、他の議員さんどれぐらい言うておられるかわかりませんが、そうゆう細かいことから、良いこと悪いこと判断することなくですね。全て公表されたらいかがですかということをお願いしてるんですよ。その事ですね、言う側もやっぱり考えると思うんですね。こういうことはちょっと言うたら、公表されたら、ちょっと困るなとかね。そこでやっぱいろんなですね、それこそさっき言われました。政治倫理基準ですか、こういうのに照らせ合わせれば、議員もですね、言うて良い事とか、言うていけないことぐらいは判断がつくと思いますのでですね。いろんな抑止につながっていくんじゃないかなと思うんですよ。だから、一番恩恵を受けるのは町であって、公表するのはそんなに難しくないと思いますし、それをすることで、今回、国の方の事件も、起こらなかったんじゃないかなと。そういう私は、認識でおるんですが、どうですかね。そういう、私の認識は間違っておりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

町のことをお考えいただいたご意見で、大変ありがたく思っております。おっしゃるようになりますね、とりあえずは全部要望と説明の確認とか、いろんなことを、御質問とかおきたことを、全て公表して、住民の方に、その判断を仰ぎましょうということで、すばらしいお考えだと思います。ただ、公表に関しましてはですね、当然、今厳しくなっております個人情報の保護の関係もございますので、以前から言うておりますように基準や要綱をもっと詳しく慎重に設定しなければいけないというふうに考えております。例えば、働きかけについてだけではないんですけれども、一番、どうも調べている範囲

ではですね、進んでるのは群馬県でございまして、群馬県ではですね、例えば、記録とか公表の基準をですね、検討する運用委員会というのも、設置をされているようでございまして、そこで、これをきちんと記録をとっていいのか。そして、これは公表に値するのかっていうことをですね、話し合った上で、記録をとるなり公表するなりと、判断をされているようでございますので、すべてのご要望確認等についての記録をご提示、公表してですね、判断を仰ぐ場合にもですね、そういった、運用基準の委員会とかいう組織をきちんと立ち上げてから、基準や、要綱等の整備を進めたためた上での、話になるかとは考えております。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

今ちょっと、浦川議員の質問の中でやはりその働きかけ、あと通常の議員さんの活動である要望等々ですね、やっぱりそこはですね、ある一定、区分をして考えないといけない。議員さんの日常活動というのは、町民の声も聞いてこなければいけないわけですね、町民の声を吸い上げて、それを行政に要望として上げる、そういうこともありまして、それが、一概に全部公表するとか何とかっていうのはですね、ちょっと、まだあれじゃないかなと、いわゆるその働きかけとかですね、職務に対するその働きかけとか、口ききとか、そういうものであれば、今、総務課長が申しましたように、他県でいろんなこう、ありますのでそういうのはできますけども、議員さんの皆さんのおおの議員活動をですね、すべてこちらが公表するっていうのは、ちょっといかがなものかなという思いがございまして。我々の行政の立場のことを、思っただけで言っていたかもしれませんけども、我々とすれば議員皆様は、町民の代弁者であり、町民の皆さんの声を届けるというお仕事でございますので、それらをすべて公表云々ということになって、そういう議員の、町民皆様の声が届きにくくなってしまうと、これは、反対になりやせんかなという思いもありますので、ちゃんとその区分けをして考えないと、今後の議員活動等々に大きな支障があるんじゃないかなという思いでおります。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

町民がですね、困っているから議員さんをお願いして、町に言って、なんかこう話をお願いをするという、おそらくそうゆう構図が1番多いのだと思うんですけども、そこでこの町民の名前が出せないのであればそれは、先ほど言われました、個人情報保護とかで名前を消すこともできると思うのですが、わざわざ内容について個人の名前を出すまでは言っておりませんですね。その町民の声を受けて、それは議員がいろいろこうお願いに行くというのは、議会活動だと思いますけども、だからといってですね、出せないという、私は出していただいたほうが議員さんも、ああこの議員はこんなことま

で頑張ってくれてるんだということ、そういう方面で見れる見られる町民の方もいらっしやると思いますしですね。そこを出せない、隠すことの方がですね。何の意味はあるのかなと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

隠すとか、そういう意味ではなくてですね。例えば、ご近所トラブルがあったとします。仮にですね、境界がどうだ、それをちょっとこう聞かれ、隣とトラブルになっているというご相談を受けたときに、我々は民々のことですから皆さんで決めてくださいという話はするんですけど、それを、ある議員が持ってきたとなると、ますますご近所トラブルの種になりかねないおそれもありますし、あくまでその皆さんが自分が活動したことっていうのはですね、例えば、議会だよりで、一般質問も出ますし、それとか皆さん自分たちで、後援会等々で、活動の記録を出されるかと思いますので、そういうのは、自分が活動したことについては、自分達の方で発信していただければなど、先ほど、ちょっとこう、私がちょっと気になるのは、議員さんの活動自体と、ちょっと働きかけと混同してしまうと、ちょっと非常にこう、町民の声が届きにくくなるんじゃないかなろうかっていうのを懸念いたしまして、先ほどみたいな答弁をさせていただきました。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

働きかけと、そういう通常の要望等を区別しておっしゃるんですけども、そこが微妙なところがこうあるもんですからですね、私はすべて公表すればいかかということですね、申し上げてるんですけど、先ほどの民々の話でも、こういったものに、私の感覚で言えば議員が入ってくるというのは、まず想定してませんのでですね、道路との民間の土地の間の話とかであれば、議員が入ってきて町にお願いする可能性があるかもしれない。民々で揉めてる話まで議員はもう入ってこないという想定で、今、話をしておりますのでですね。だから、できましたら、その出さないことのメリットよりも、出すことのメリットの方が、私は随分、住民に対してはですね、関心がない人でも、この議員さんはこういうことを言うてくださってるんだとかね、見れるようなそういうものをつくって行って、先ほど申しましたように私で三件ですから、一番少ないかもしれませんが、16人しかおりませんので、大きいところはやっているとおっしゃいますけども、私は小さいところだからこそですね、できるんじゃないかと思ってですね、申し上げとるんですよ。どっちみち、今日やるやらの回答はできないでしょうけども、私ももうこれ以上、のちのち聞くつもりもございませんけれどもですね、そういう思いでですね、出す方がいいんじゃないかという、私は思いで質問をさしていただいておりますけども、町長いかがですかね。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

確かに今議員がおっしゃてることです、口利きとか、働きかけとか、圧力とかっていうのと、今、議員がおっしゃるように、議員の場合はそういった話は持つていく、まず、町民の話を持つていくということは、自分は考えてないということをおっしゃってますけども、だけど、思っておられる方もいらっしゃると思います。それが、口利きなのか、圧力なのか、働きかけなのかと微妙な部分もあるわけで。その部分の一つありますけども、私たちとしましても今ずっとこう、総務課長はじめ、研修を今させてきたわけですが、今のところですね、そういったものは特にはないということで、こういった発言になっておりますけれども、しかし、これはずっと今ここで結論出すべきものではなくて、もしそういう状況、いろんな中でなってくる可能性だってあるわけですよ、私としましては町民提案箱をつくっておりますのは、一つはそういう町民の方々が、議員さんに直接ご相談せんでも直接町に、意見を言うていただくようにという部分も設けておりますので、今時点ですっていうことで考えてできれば、また今後ですね、それは、私どももまた、していかなくちゃ、今回は、議員さんの方で前回質問した結果を今日いただきたいということだったので、今日の時点では、こういうお答えをしておくということです。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました、それではあの最後ですね、この長与川の浚渫の要望についてでございますけども、先ほどあの、一応、県の方に要望して、県の方から、測量を行いその後対応を検討する。との回答をいただいているということでしたけども、実際、対応はどのようにするかというのは、まだ決まってないのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

濱管理課長。

○管理課長（濱伸二君）

今現在、要望は、9月の議会で議員さんから要望が有り、10月2日に長崎振興局の河川課長以下、担当者が2名という形で現地を確認していただきまして、測量を行うと、こういう形で回答いただいて、今現在、3月の補正に、測量調査費を計上してる段階という形で、3月中の発注を考えてると、その後、測量の結果に基づいて、また協議に來ますという形で受けております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

3月に補正で測量の予算をとるということですよ、測量のですね。私は去年9月にあせがって質問をしたのはですね、今、橋梁の工事をされておいて、その橋台の工事をするのに、河川の水をずっと落としてますよね。私は、この間に、落としたときに何ができるかというところから、ちょっと考えていったんですよ。そしたら、この浚渫とかですね、落とした状態で、もう今、何か月も落としてますのでですね、土も大分こう水も抜けて、取りやすい状況にもなっているでしょうし、だから、そういう思いで9月に慌てて質問をさしていただいたんです。それで現在までに、測量もまだできてない、その結果で、またそのするかしないかも、ということなんですが、この河川にですね、この工事が終わって、河川に水を溜めると思うんですが、その時期は、予定ではいつごろになるんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

河川の方は、何時から何時までは農業用水で水を溜めないといかんとかも、それ決まっていますんで、今のところ、5月、今の橋台ができ上がるときには、多分6月前後では、上がってしまうんじゃないかなと思います。だから、その時点までは、今のまま水を落としたところになります。それ以降は、今度は水を、あそこのファブリを上げるんで、上げるかどうか分かんないです、その川の中に入っていい時期といけない時期があるんです。だから、その期間の中でその工事は終わらせるようにはこうしてますけれども、そこで若干の何日かの伸びが出てくるかと思えますけれども、今の目標でいけば、5月とか6月とかそういう時期には、その橋台の方の工事は、何とか終息しているんじゃないかなと、いうのは考えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

入っていい時期いけない時期が決まると、そしたらその時期をちょっと教えていただけますか。ここまでだったら、入っていいと良いという時期を教えてください。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

5月から10月の期間は、中に入れれないという期間が決まっているようでございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

そしたら3月に補正で予算をお願いして、測量の補正ですからね、その結果をもって、浚渫の工事をやるかやらないかの検討をする。5月まで出来んでしょうね。ということ

は水をはれば、もうやらんということですよ。スケジュール的にやれますかね、段取りが非常に悪いと思ってですね、思ってるですけども、どうですかね、5月までに、測量は3月補正でできるかもしれませんけども、そのあと検討して浚渫の工事まで5月までにできますかね、5月以降は入られんわけでしょう。そこでできんなら、今度水はったら永遠に何年もできんわけですよ。だからですね、そこを聞いているのは、結局入られる時期、水をはるまでの内に、全て済ませていただければなという思いで9月に、去年質問したんですよ。だからもう、スケジュール的に無理であればですね、もうその測量の補正もですね、お断りしていいんじゃないでしょうか。時間的にどう考えても、どうにかはまるのであれば無理やりしていただいて、県も無駄なお金を使う必要ないですから、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森建設部長。

○建設部長（森浩平君）

今、水を張る時期が5月ぐらいということで、測量の補正を3月に県がやる、補正というかゼロ県債という県債で行うそうでございます。それらの結果次第では、どういうふうな対応をするか。ということで、議員おっしゃるとおり、期間が間に合うのか、5月までに測量出して、次の工事が間に合うのかということでございますが、それはちょっと、どういうふうな対応をするのかで変わってまいるかと思えます。その県の方の工事がですね。県の方の測量の結果次第では、どういう対応するのかで、その地区地区的にするちゅうかで、対応できるのかっていうことで、期間も変わってまいると思えますので、その辺を含めたところですね、また、県ともお話をさせて頂きたいと、そのように思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

町の方で、詳しいその測量から実施にかかるまでの日程はわからないと思えますけど、じゃ測量をしてですね、検討してかかれる時期を、ちょっと確認をされてですよ。もう5月には間に合わないということであればね、とりあえずその測量も止めていただいた方が良くないかなと思うんです。何かの機会の時に改めてですね。またやっていただくということの方が、宜しくないかと思えますが、いかがですか。

○議長（内村博法議員）

森建設部長。

○建設部長（森浩平君）

入れない期間が5月から10月までと、いうことでございまして、11月からはまた入れると、水を抜いてですね。だから、測量を止めればということでございますけれども、今測量やって、5月までに間に合わないということであれば、その資料を持って、

11月、その入れる時期に、長与川の水を引いてですね、工事を行うということもできますので、測量は行っていただきたいと思っております。それで、5月に間に合わなければ11月以降に、堆積ないし、どういうふうにするのか、県の方が回答してくるだろうと思います。以上です。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、今、部長が申したとおり、今測量をしたから、今すぐ工事を入れるという形ではございません。今、うちの町道側に、下に入るように通路をつくってます。この工事、橋台がかかると、次上部工がかかってきます、その間に土砂を浚渫して、そこを上がってくるというのは多分不可能だと思います。だから、今、測量をいたします。そこで積算をします。その発注を11月に、多分、早くですね、11月以降に多分県はされるだろうと思いますけれども、その時には新たに今度は、泥をダンプで上げてくる通路は多分県の方で確保されると思いますので、工期的には、今、測量をして、数量はじき出して計算をして、その発注は10月発注して、工事に実際に入るのは11月とか12月とか、そういう形になるかと思っております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

私はですね、この長与川にこの水が張ってある状態で、水面から草が出ている状況であつてもですね。こういう状況で、何十年もされんやっただけですよ。だからこの今、水を落としてる時に、されたらいかがですかというような思いを持ってですね、こういう質問をさせていただいて、またですね、5月以降水を溜めてですね、11月以降やっぱり測量した結果、せんばごたるけんしますというのが本当に有り得るのかと思ひまして、それでまた、この今、落としてる状況に合わせてやっておれば、経費も随分違つたんじゃないかなと思ひ、まあそこは。県の事業費の関係なんでしょうけども、まあそこにかかる町の負担も幾らかはあるのかもしれないですけどですね。だから、どうも段取りがちょっと。厳しいかなあと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、今、議員さんが見ておられる所は、ちょうど役場の前なんです、ところが今溜まっているところは、そこだけではなくて、榎の鼻の橋がございましてね。今、橋のところに単管とか組んで調査をしておられるんですけども、別の工事なんですけれども、その下にも、結構土砂が溜まっています。だから、役場の前の通路を利用してあげるっていうのは、役場の親水公園から下の方は、可能だったかもしれません。ところが今度は榎

の鼻の橋の下っていうところは、ファブリがあって、テトラみたいのがあります。だから、そこはそこでまた別に車路をつくってしなくてはいけない。だから、そういったところの県の方は検討されて、今、測量してここだけじゃなくて、他のところも、測量、検討されて、される可能性もあるのかなというのは、考えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

勝手に決めよなっですけど、私は役場の前だけを言いいよるわけじゃなかとですよ、今、言われたとおり、そのの榎の鼻橋の下とかですね、その上の方は、ほとんど岩盤が底に出ていますので、そうなに溜まってないわけですけども、下の長崎銀行のファブリのこっち側の、このスパンの話でしてますんでですね。当然、その出し入れに必要な通路は通路でね当然造らねばいかんと思っておりますし、ただ何か月もやっぱりね、抜いてるじゃないですか今。土質がですね、全然この水を含んだものと、何か月も例えばすくって、重機のバケットから、だらだらに水が出てくる状況じゃないと思うんですよ、こんだけの長い間、干しているんで。だから、この間に出来なかったのかなと、そうゆうのを含めてですね、出来なかったのかなと言っておるんですけども、まあ一応、大体内容はわかりましたので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時35分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順 8、山口憲一郎議員の①高齢者の住みやすい明るいまちづくりについての質問を許します。

1 2 番山口憲一郎議員。

○1 2 番（山口憲一郎議員）

昼から 1 番目で 1 番眠たい時間でございますけども、早速始めさせていただきたいと思えます。今回は、私は高齢者の住みやすい明るい町づくりについて質問をさせていただきます。

少子高齢化の急速な展開に伴い、長与町においても全国的な傾向と同様に高齢化率が年々上昇しており、今や超高齢化時代の到来と言われておりますが、町の高齢化率も毎年上昇を続け、26 年度は 22.3% に達しています。そのような状況の中で、高齢者数がピークに達すると言われる団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年を見据えて、お年寄りがいつまでも住みなれた地域で安心して暮らせる「明るい町づくり」に積極的に取り組まなければならない時期に来ていると思われます。当然ながら長与町では、これまでも高齢者を対象とした様々な制度が設けられ、施策が展開されてはいますが、増加するお年寄りが本当に幸せを実感できる政策の充実強化に向けて、一層の努力を期待するところであります。そこで、高齢者政策について幅広い角度から課題や今後の展望を質問をいたします。

①町内の高齢者施設の安全性の向上について、②高齢者の健康寿命の延伸に向けての施策強化について、③老人クラブの活性化について、④災害時の高齢者世帯・独居者への対策強化について、⑤高齢者の生活環境の改善について、⑥高齢者の生き甲斐作り促進について、⑦団塊の世代の有効活用について、⑧高齢者の交通事故多発防止への対応について

以上、質問をいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

では、今日午後 1 番目の山口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1 番目 1 点目の高齢者の施設についてのお問い合わせでございます。厚労省令で決められております人員基準・設備基準・運営基準、この 3 つの基準を満たすものとしまして、指定を受けた施設だけがサービスを提供できるとそのようなことになっておるわけでございます。施設としての最低限の安全性を確保しているというところでございます。また、指定を受けた事業所・施設は、常に事業運営とサービスの質の向上に努めることとそのようにされております。この基準に基づく介護サービス事業の適正な実施を確保するため、サービスの質の確保・向上を図るための指導、それと指定基準違反・不

正請求に対する監査が指定権者によって実施され、高齢者施設の安全性について一定、担保されておるといところでございます。

町内の高齢者責任におきましても、基準の遵守はもちろん、安全性を含めたサービスの質の確保、向上について指導、助言を行ってまいりたいとそうように考えております。

2点目の議員お尋ねの健康寿命の延伸でございますけれども、これは、国が掲げる健康の増進に関する基本的な方針の第一に謳われておりまして、長与町の健康増進計画でありますところの健康ながよ21でも目標を掲げ、その目標達成のための取り組みとして、3つの方針を掲げて事業に取り組んでいるわけでございます。

1つ目は、生活習慣病の発生予防と重症化予防の徹底でございます。2つ目といたしまして、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上でございます。3つ目は、地域社会の健康づくりとこのような点で方針を立てているわけでございます。

乳幼初期から、乳幼児から高齢期までそれぞれのライフステージに応じた対策に取り組んでおるわけでありまして、例えば1次予防としまして、食生活の改善や運動習慣の定着のために健康教室の開催、あるいはウォーキング大会などを実施し、2次予防としまして、疾病の早期発見・早期治療のための各種健診を実施するとともに、重病化予防事業にも取り組んでおるところでございます。また、これからの健康づくりは行政だけではなく、住民が主体的に行う健康づくりの取り組みも必要となってくるのでございます。健康づくりを推進する、今度は人材ですね。その人材の育成にも努めているところでございます。

また、介護保険制度におきまして、要介護状態にならないあるいは重度化を抑制するため、そのために、お元気クラブあるいはめだか85、脳トレ教室など介護予防への積極的な取り組みもあわせて進めておるところでございます。介護予防の推進、このことも結果として、健康寿命の延伸に繋がるものと考えておりまして、引き続き介護予防事業の充実にも努めて参りたいとそうように考えております。

3番目のご質問でございます。老人クラブの件でございますけれども、地域を基盤とする自主的な組織でありまして、高齢者を主催とする幅広い活動で高齢者の生活と共に地域を豊かにする役割を担っていただいているところはお案内のとおりでございます。

平成26年度末65歳以上の方の老人クラブ加入率は18.4%、前年比マイナス0.7ポイントとなっております。加入率自体は年々下がっている状況であります。要因といたしましては、70歳未満の新規加入者が少ないこと。あわせて団塊の世代に代表される世代が65歳にさしかかって、急激にパイを広げていると、いわゆる分母が増えているということでございます。こういったものが加入率を下げる大きな原因となっている状況でございます。

このような厳しい状況の中におきましても、本町の長与町老人クラブ連合会ではですね、6年連続で会員総数を増やすなど県内でも特筆すべき活動、こういったものも展開され町内老人クラブの活性化にご尽力をいただいているところでございます。町といた

しましては、明るい長寿社会と高齢者保健福祉の向上に資するというを目的に、老人クラブの活動費の助成を行っているところでございまして、引き続き老人クラブの活性化につきましては、支援をして参りたいとこのように考えております。

4点目の災害時の高齢者世帯・独居者への対策強化でございまして、ひとり暮らし高齢者につきましては、日頃より民生委員・児童委員による見守りを随時行っていただいておりますけれども、災害時におきましても注意喚起を促していただき、町が開設する避難場所等の情報を伝えていただくようお願いをしているところでございまして、避難行動要支援者名簿の作成も現在のところ396名の方にご同意をいただきましたので、今後は、長与町地域防災計画に基づきまして、支援の必要な一人ひとりにつきまして、避難支援関係者と協議をすすめ、対策強化に努めていきたいとこのように考えております。

5点目の高齢者の生活環境の改善ということでございまして、高齢社会におけるですね、生活環境はノーマライゼーションの理念に基づきまして、高齢者はもちろん、全ての住民が安心して日常生活を送ることができますよう、安全な生活環境を整備していく必要がございます。

町といたしましては、災害や犯罪あるいは火災、交通事故などから住民を守るため、また、ハード面では公共施設等のバリアフリー化の推進を図るなど、関係機関や地域の皆様と協働して、安全・安心なまちづくりに努めているところでございまして。

このような中に高齢者の尊厳を守り、地域で支えていくためには、地域の総合的な保健医療サービス、そしてまた、福祉サービスの提供を総合的にバックアップすることが必要であります。その機関といたしまして地域包括支援センター、こういったものを設置をいたしまして、高齢者やそのご家族に対する総合相談機関といたしまして、適切な情報提供や相談支援を行っているところでございまして。

センター事業の更なる充実を図るために、地域福祉活動における見守り活動など地域福祉との有機的な連携をはじめ、医療・介護連携、認知症対策など地域での取り組みを推進いたしまして、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていけるようですね、町としても努めて参りたいと考えております。

続きまして、6点目、7点目でございまして、高齢者の生きがいがづくり促進、あるいは団塊の世代の有効活用。この部分につきましては、内容が輻輳するので、一括してお答えをさせていただきます。

現在、準備を進めております介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関するガイドラインの中で総合事業の趣旨が示されてございまして、総合事業の実施に当たっては、「ボランティア活動との有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要であり、地域で社会参加できる機会を増やしていくことが介護予防につながっていく。できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支えとなっていくことで、よりよい環境づくりにつながる。」とそのようなことになっております。

先般の答弁にもございました老人クラブをはじめまして、地域の自治会やコミュニテ

ィあるいはボランティア活動など地域での社会参加の促進が高齢者の皆様の生きがいづくりにもつながっていくものと思っております。

なにより高齢者ご自身のためになることだと思いますので、まだ、団塊の世代と言えばまだまだお若い世代でございますので、積極的に参画をしていただきまして、協働して長与町のまちづくり、地域づくりに取り組んでいただけるようさらに努力してまいりたいと考えております。

8点目の高齢者の交通事故多発防止への対応でございます。長与町におきます平成27年度中の交通事故の発生件数は167件、死者はゼロでございます。負傷者が202名で、そのうち65歳以上のご高齢者は発生件数は52件、負傷者34名となっております。事故件数に占める高齢者割合というのは3割を占めておるわけでございます。

このような中で高齢者の交通事故防止対策といたしまして、老人クラブを対象とした交通安全講習会、あるいは交通安全ゲートボール大会の開催、高齢者の参加・体験型講習会などですね開催をいたしまして、安全意識の浸透を図っているところでございます。また、高齢者の事故発生抑制の観点から65歳以上の高齢者を対象に、運転免許証自主返納に対する奨励措置といたしまして、所要の予算につきましても、今議会をお願いをしているところでございます。今後ともこれらの取り組みを継続をしながら、高齢者の交通事故防止にも努めて参りたいとこのように考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

ただいま回答をいただきましたので、順を追って質問をさせていただきたいと思えます。答弁詳しくおっしゃっていただきましたけども、途中で重複する点もあろうかと思えますけども、お許しいただきまして、答弁をしていただきたいと思います。今回の答弁は自分の思いで質問しますので、また、尋ねるところもあるかもしれませんが、よろしくお願いをいたします。

昨年、平成26年でしたかね、本川内郷にも特別養護老人ホームができました。全国的にも高齢者の施設の火災や職員による虐待などがお年寄りにとって不安な状況が頻繁に発生しております。ただいま説明もあっていましたが、町の高齢者施設に対してですね、安全管理対策が十分行われているようですけども、私が思うところではですね、多くはそれぞれの施設の対応となっているように思うわけであります。そこで、本当にお年寄りが安心して生活できる施設の安全管理に関して行政として、具体的にどのような取り組みをしておられるのか質問をいたします。

○議長（内村博法議員）

富永介護保険課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

お答えいたします。人員・施設・運営に関する基準につきましては、先ほど許可権者による指導監査が行われるということで、町長答弁でも申し上げたところでございます。火災に関する自動火災報知機等の消防設備あるいは避難訓練、災害時等のマニュアル等につきましては、所轄の消防署への届け出が義務づけをされており、所轄消防署からの指導が行われているところでございます。

また、地域密着型施設の指定権者として長与町が、本町がなっておりますけれども、各事業者には義務づけをしております運営推進会議に出席をいたしまして、入所の状況、入所者の状況や基準に基づく運営がなされているかについての確認を行っているところでございます。しかしながら日々の現場における職員、個々人の指導等につきましては、目が行き届かずに現実的に関与できるところではございませんけれども、一義的にはその雇用主である各事業者の方ですね、職員の個々人の指導管理については徹底が行われているものということで考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

それぞれ対策はとっていただいているようでございますけれども、やはり今、世間ではいろんな虐待とかテレビ等で報道されているわけでありましてですね、今聞いていますと行政の方も入り込んで見守りもしていただいているようでございますけれども、町としても、もうちょっとですね、関与して監督をする必要があるんじゃないかなと思っております。火災の件もそうですけれども、各施設の火災防止設備の点検、そして避難訓練、職員の介護指導、災害、事故時のマニュアルについても、行政としてもだぶるところもありますけれども、もっとこう監督をしていくべきじゃないかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

富永介護保険課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

先ほど答弁いたしました消防関係ですね、災害時のマニュアル等につきましては、消防署への届け出も義務づけをされておりますし、町の方でも内容の確認はさせていただいているところでございます。基本的には介護保険法の方ですね、安全管理いわゆる施設の運用の部分につきましては、都道府県が責任をもってやるということになっております。施設の指定権限でも基本的には県ということになっておりまして、先ほど町長答弁でもございましたように、県の方で指導並びに監査が行われているということで対応をしているところでございます。

先ほど議員がご心配されたいわゆる虐待の関係でございまして、この部分につきましても、先ほどお話ししました運営基準の方でそういうことがないようにすることは当然、基準として定められているところでございます。あわせて先般、突き落としという事件

がございましたけれども、それにつきましても行政の方からは、厚労省からになりますけれども、再発防止に向けた対応強化についての通知が改めて出されまして、そのあたりも施設には全部通知をしているという状況で対応をさせていただいております。

先ほども申しましたけれども、日々の現場の中でですね、施設の中で職員さんが実際どういう動きをされているのかっていうところにつきましては、現実的に把握できません。

ですからそのあたりは先ほど最後に申しましたけれども、各事業者の責任においてですね、そういう非人道的な事件とか事故が起こらないような指導管理の徹底を事業所においてなされるべきものということで考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

わかりましたけれども、最後の答弁でございますけれども、結構、今、安全確保については職員の皆さんに大きなウエイトがかかっていることは皆さんご承知だと思っておりますが、職員の意識のモラルアップに向けて、町独自の教育研修なども必要になってくるんじゃないかなと思っているわけでございます。まず、先ほども例を挙げて2階、4階から突き落とされたそういった事例もありますのでそういった事例を挙げながら責任者等呼んで独自の研修もしてはいかがかなと思うんですけども、それに対してどうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

富永介護保険課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

先ほども答弁をさせていただいたところでございますけれども、施設の職員と介護職の従事者の方に対する研修等につきましては、都道府県の方がスキルアップ等ですね、研修につきましては実施をするということになっておりまして、県の研修等への参加については、町の方からも各施設に対して周知を図り、1人でも多くの方がですね、参加していただくようお願いはしているところでございます。

議員が言われますように、町が独自のということだと思っておりますけれども、なにぶん施設の職員さんというのは、24時間体制で張りついている関係もございまして、県が一斉に行う時に施設の中で一部の方が交代交代で受けていくというような形で人数的にですね、例えば町内の施設でその研修をやろうと思った場合には、職員、施設から1人ずつ出てこられても10人ぐらいしか対応できないと。10人のために研修をやるのであればもう県で集めて、何十人単位で一斉にやるというのが効率的にもいいかということで、県単位でされるということになっておりますので、その辺は一定ご理解をいただきたいということで考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

了解をいたしました。けれども、お年寄りが安全に安心して暮らせるまちづくりは本当に行政の重要な役割とっております。高齢者の住みやすい明るいまちづくりの基盤としてですね、施設の健全な運営・安全確保を最優先にしてですね、取り組んでいただきますようお願いをして、次の質問に入りたいと思います。

次は2番目の健康寿命延伸についてでございますけれども、寿命が延びることは誰でも大変喜ばしいことであると思っております。ご本人の家族のためにもですね、健康で長生きすることが大切であると思っておりますが、しかしながらですね、今、実際問題として健康で長生きしている状況にあるのかなと私自身思っております。病院での手厚い延命処置や施設での懸命な介護で寿命を伸ばしている状況もあるのかなと思っております。本当にですね、健康で長生きの視点から再度、町の健康寿命延伸施策を再度ですね、先ほども答弁にあっておりますが、再度お聞きかせいただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

森川健康保険課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

健康寿命の延伸につきましては、先ほど町長の答弁でも申しましたように、1次予防という形でまず食生活の改善とかそれから運動習慣を定着させていただくということで、健康教室等を開催したり、自治会等とかに行ってお話をさせていただいたりということで知識を深めていただいているような形になっております。

それから2次予防という形で疾病の早期発見・早期治療のために、各種健診・がん健診であったり特定健診であったり、そういう健診を受けていただくことによって、初期の段階で治療を受けていただく、それから逆にちょっと結構重症な状態になっているということがわかった時点では、保健師の方とか栄養士の方で重症化予防という形。これはかかりつけの先生ともずっと協議をしながらやっていますけれども、そういう重症化予防ということで、寝たきりにならないような形での対応をさせていただくような形をしております。

それから健康づくりっていうのは、やはり行政だけでは何も対応できません。職員も限られておりますので、ですから地域の方々が健康に対する意識をどんどん深めていただくと、それを地域の人々に広げていただくということがこれからの健康づくりには1番重要だと思っておりますので、そういう人材を育成していくことも、頑張ってくださいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

施策としてですね、さまざまな取り組みが実施されていることは、私も理解しているところでありますけれども、計画の効果を上げるためには、さまざまな企画への参加率・

受診率のアップが重要ではないかと思うわけでありまして、皆さんに参加してもらうための施策はどのように実施されているのか質問いたします。

○議長（内村博法議員）

森川健康保険課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

健診の受診率等につきましては、健診の重要性等を説明したりという形での受診率向上に努めております。

それから色々な健康教室とか今年度まで行っておりました「知らんばそん隊ながよ塾」というような、全町民に向けた健康講座の開設等を行っております。

ただ、どうしても来られる方が決まるといったようなこともありますので、今後、やり方を変えながら少しずつサイクルできちんと、P D C Aサイクルにのっとってどういうやり方が効果的かっていうのを模索しながら進めていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

わかりました。ところで各種健診や講習会、教室などの取り組みの参加率はわかりますか。どのくらいか。

○議長（内村博法議員）

森川健康保険課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

健診等の受診率については、分母等がありますので出せるんですけども、教室への参加しているのが参加人数という形でしか、ちょっと把握ができませんので、そういう形でよろしいでしょうか。

健診につきましては、これは26年度の結果になるんですけども、特定健診の受診率が41.2%、それからガン健診については、それぞれのガンの種類とかにもよりますけれども、だいたい20%から30%で推移をいたしております。

健康教室につきましては、知らんばそん隊ながよ塾は年6回開催してるんですけど、大体平均で1回につき100人前後参加をいただいております。それから、いろんな自治会等で健康教室等も開催しておりますので、それについては自治会等から要請があったときには、すぐ対応させていただいております。以上です。

○議長（内村博法議員）

富永介護保険課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

介護保険課の方からは、先ほど答弁でも介護保険の介護予防事業もですね、健康寿命の延伸に資するということで取り組みを進めておりますので、ご紹介をさせていただきます。2次予防事業で「えんじょい貯筋教室」の方では延べ433名、1次予防事業で

お元気クラブ、めだか85、いきいきサロンを実施しておりますけども、総延べ人数で1万2,080人、脳トレ教室で延べ2,192人となっております、26年度の各事業の合計は、延べの1万4,705人ということになっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

ありがとうございます。ぜひ、多くの方が参加していただける努力をしていただきたいと思っております。

次にですね、平成27年度の施政方針の中でですね、健康寿命の延伸と健康格差の縮小が目標とされていましたが、この健康格差の縮小とは具体的にどのようなことを示しているのか、ちょっとわかりませんので、ちょっとお聞きいたしたいと思います。

それから、今年度施策として何を実施したのかお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

森川健康保険課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

健康格差というものはですね、例えば、地域とか社会それから経済の状況など背景の違いによって、健康状態に差が出てくるということを言います。

例えば健康寿命につきましても、都道府県で開きがあっております、これは平成22年の数字なんですけれども、男性で1番健康寿命が長いところと1番短いところを比べると男性で2.79年、女性では2.95年も開きがあっております。これは地域での差ということになっています。また、所得の高い方に比べて所得の低い方になると、逆に健康診断を受けなかったり病院での受診を控えたりとかいう形になる傾向があると言われて、そういう形で所得間でも格差が出ているということが言われております。ですからこの健康格差を縮小するためには、その大きな背景っていうものがどこまで行政でやれるかっていうのもあるのかもしれないんですけども、その健康に対する権利とかそれから医療を受けられるっていう公平性ですね、そういうものをちゃんとみんなと共有した上で、健康格差が少しでも減るような形での教育や受診の勧奨等を我々は健康ながよ21に基づいてやっております。

ですから27年度にこれをしたっていう、このためにこれをしたのではなく、もともとの目標が健康寿命の延伸と健康格差の縮小ですので、それに基づいて各種事業を展開しておりますということになります。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

ぜひ効果があるものとして取り組んでいただければと思っております。

それから次に健康寿命延伸施策ですね。増加する高齢者を想定して、これまで以上に

しっかりと実践してもらわなければなりませんけれども、健康で長生きに向けたこれらの取り組みの最も重要な課題はどのようにとらえておられるか質問いたします。

○議長（内村博法議員）

森川健康保険課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

高齢者の方が元気でいらっしゃるってということだと思いますので、やはり元気な方は外に出ていくということが重要かと思います。いろんなところで社会的な関わりを持っていただければ、そういう形でハリもあるという形もありますので、地域の中にどんどん出ていっていただいて、自分の健康は自分で守るというような意識づけをしていただければと思っております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

ぜひ課題解決に向けて頑張っていただきたいと思います。寿命延伸については、計画だけが進行する絵に描いた餅にならないようにぜひ効果を公表してもらい、多くの参加により健康寿命の延伸が実現されるようお願いをいたして、次の質問に行きたいと思っております。

老人クラブの活性化についてでございますけども、答弁の中でも加入者に対しては、数をおっしゃたんですけども、その町の老人会加入者、対象者については、富永課長言われましたでしょうか。ちょっと再度お聞きをいたします。

○議長（内村博法議員）

富永介護保険課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

対象者というのは65歳以上の人口ということでよろしければ、答弁では加入者数等率しか答弁をしておりません。先ほど答弁の数字で申しますと平成26年度末65歳以上人口が9,456人、加入者が1,741人で加入率が18.4%となっております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

先ほどの答弁です、老人会の加入者は、非常に少なくなっているということですが、であればですね、町の高齢者活性化の観点からお年寄りの元気づくりや健康増進に支障はないのか質問をいたします。

○議長（内村博法議員）

富永介護保険課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

町の介護保健課で申しますと地域支援事業・介護予防事業中心に地域の高齢者の方に

参加を促している状況でございますけども、老人クラブに入ってる、入っていないということ的前提にした事業ではございませんので、特別、老人クラブの加入率が低いからといって、それを原因とした支障はないものということで考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

老人会もですけど、今後、増加していく団塊の世代も踏まえて、減少傾向にある老人会加入者の増加に向けて、町の団塊の世代に対してどのように対策を考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

富永介護保険課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

先ほどの町長答弁でもございましたけども、まず、老人クラブの加入率の減少につきましては、70歳未満の新規加入者が少ないということ。その背景にはですね、団塊の世代が今65歳前後に集中をして、毎年毎年どんどん65歳以上が増えていくという状況でございますので、その中では将来的に老人クラブの加入率がどんどん落ちていってしまうというのはもう目に見えているという状況でございます。そういった中で高齢者に対してですね、どのような対策を打つのかということでございますけども。

ちなみにですね、先ほど申し上げた18.4%という老人クラブの加入率でございますけども、26年度末の数字でございますが、この数字に毎年毎年増えていきます今64歳の方が、来年はまた65歳になっていくということで、推計をさせていただいております。

老人クラブの会員数を現在の1,741名を維持できたということで想定をして、毎年毎年その65歳になられる方の人口を単純にですね、増やしていった場合には、10年後の平成36年には11%までに加入率が落ちるということで試算をしております。

ちなみに毎年50人をですね、新しく老人会に迎え入れることができたというそれを想定した場合でも14.7%まで10年後は落ちるということで、毎年50人ずつ増やしても率としては下がり続けるということはおもう明白でございます。

先ほどからですね、高齢者への施策ということでございますけども、介護保険の立場といたしましては、老人クラブに入ってる、入っていないに関わらずですね、当然、介護予防等については取り組んでいくということで考えておりますので、できれば先ほど町長答弁にもございましたように、これまでもですね、高齢者を主体に幅広い活動をしてこられた老人会でございますので、ぜひ1人でも多くの加入者を増やしていただくことを期待をいたしておりますし、町といたしましても、それに対して支援を行ってまいりたいということで考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

もう1つ言いたかったことがあったんですけども、飛ばしてしまって先に行きたいと思います。

元気なお年寄りの活躍は町に活力を与え明るいまちづくりに大きく貢献するものと思っております。老人クラブの皆さんの見守り隊や安全パトロールなどは地域に密着した活動として、効果が上がっております。高齢者の皆さんの活動の場の基盤として、老人会の活性化は大きな意味を持つものと思っておりますので、行政の老人会加入促進に向けての支援を強くお願いをしたいと思います。

次にですけども、4番目の災害時の高齢者世帯・独居者への対応についてでございますけども、これまでもですね、要支援者への対応を数多く質問されてはいますが、現状はどのようになってるのかなと思っております。また、昨日も同僚議員が質問をされましたけども、今回の大雪の時に高齢者世帯や独居老人に十分に対応ができたのかなという疑問を持っておりますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

先般の大雪の件につきましては、昨日ご答弁しましたように民生委員・児童委員さんの方のご協力いただいて、大方ご連絡等は行ったと思っております。また、当日に緊急的に電話が入ったということもございませんので、今回の大雪に関しては対応できたのかなというふうには成果として認めております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

なかなか難しい問題でですね、今年は特にひどかったもんでですね。これまで多くの高齢者世帯・独居老人に対して、もう行政だけの対処ではタイムリーな対応やきめ細かな対策はなかなかこう難しいと思っております。先ほど民生委員と言われましたけども、ただ、そこで身近な地域組織である自治会・コミュニティの連携などはどのようにとられておられるのかお聞きをいたします。

○議長（内村博法議員）

松浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

現在、高齢者の見守りににつきましては、社会福祉協議会と自治会の間で見守り活動ということで、町内で今10自治会で見守っていただいている形になります。これも確実に増やしていく必要が当然あるかとは思いますが、ただやはりその確立していくまでには、先般の議会でも申したようにお互いの信頼関係というのがどうしても必要に

なってきます。これを構築していくにはやはり多少の時間がかかるということで、現在10自治会を今後とも年間でできれば3つ、3自治会ずつ増やしていきたいなというふう
に考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

行政は、災害時の各自治会の状況把握など即応する体制はとっていかんばと思うんですけども、そこで特に高齢者の状況そして避難指示などその辺はどのようにされているのかですね。だぶるとでしようが、答弁がですね。

○議長（内村博法議員）

松浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

災害時における高齢者の対策ということでございますけども、長与町の地域防災計画の中に見守り対象者についての協力体制をつくりなさいということになっております。

ただ現在、まだそこまでいってないのが現状でございます。今後はその名簿を元に地域防災計画に基づいた協力体制づくりっていうのを今後進めていく予定でおります。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

対策をいろいろとあると思いますけども、災害時の住民の安全確保、特に高齢者などの安全対策をですね、日常の訓練が1番有効になってくるのかなと思っております。災害を想定して、各自治会の高齢者世帯・独居老人への日頃の対応についても十分行われているのかなと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。訓練ですね。

○議長（内村博法議員）

松浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

日頃の交流と言いますか、自治会内っていうことでいろんな活動をしていただいております。また、自治会の中にありますまた老人クラブも合わせてですね、各老人の方々に対するケアというのは、今のところだんだん進んでいるようなところでございます。ただ行政としてやはり後押しということで、先ほどの自治会の見守り活動、防災計画に基づく協力体制、これを推し進めていく必要があるかとは思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

よろしくお願いたします。先般の大雪は何十年に1度の大雪で想定できない事故でしたが、台風や大雨など頻繁に発生する自然の脅威に対して、長与町の高齢者世

帯・独居老人への対策は十分なのかなと思うわけでございますけども、皆さんが「本当に住んでよかった、長与は安心できる町だ」と実感できるようにですね、今後とも高齢者世帯・独居老人の安心確保に向けて一層の努力をお願いをして次に行きたいと思えます。

次に高齢者の生活改善、環境の改善についてでございますけども、年を取るとともに身体的な動きや嗜好の変化などにより日常の生活範囲が狭くなってくると言われておりますけども、行政としてこのような高齢者の生活の不便さの改善はどのように対処しているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

富永介護保険課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

日常生活の不便さというのはちょっとどこからどこまでの範囲かという部分にもなりますけれども、介護保険事業の中では日常生活に支障をきたす方につきましては、身の回りの介助に限りですね、介護保険サービスの方で手当てをさせていただいているところでございます。あと、買い物支援あたりもでございますけども、今、介護保険サービスを考える中で先ほど議員が申されました生活環境、いわゆる出て回るということですね、外にですね。その部分について移動支援というものが制限を受けているのが現状でございます。これから先高齢者がどんどん増えていく中で、皆さんの移動をですね、どう考えるかというところがキーポイントになってくるのではないかなということでその対策について研究をさせていただいているところでございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

先にですね、不便さとは逆に指摘されてましたけれども、それを質問、どのように捉えているのかってということで質問したかったんですけども、次に行きたいと思えます。

これは少し具体的な話ですけども、昨年から配布されていますマイナンバーカードについてでございますが、全国的にはかなりの数が行政に戻って来ていると聞いております。町の高齢者世帯や独居老人の方々にはうまく届いているのかなと思っております。不在の場合の手続きなどですね、お年寄りには複雑なものとなるのではないかとこう思うわけでございますけども、この辺は町の対処としてはどのようにしておられるのかお聞きをいたします。

○議長（内村博法議員）

西平住民課長。

○住民課長（西平隆邦君）

マイナンバー制度は、昨年の11月に個人番号の通知が長与町は行ってございまして、本年1月から個人番号カードの作成で長与町の場合は2月から個人番号カードの交付が

始まっております。通知カード等については、ちょっと細かい数字持ってきてないんですけど、約97%が通知カードはもう届いておりまして、ほとんどの今残ってる方については、もう転出をしたりとか死亡されたとかそういった方とか、長期出張とかそういった方で、概ね高齢者の方にも含めたところで届いている状況です。

ただ独居で施設入所等に入ってる方は若干届いてない方もいらっしゃるかもしれませんが、今、その方たちについて、いろんな方を含めたところで120名程度、再通知をする準備を今、しているところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

ぜひお年寄りが困らないようにお願いをしたいと思います。

ちょっと少し違う視点からでございますけれども、この間、農業新聞を見てたんですけども、高齢者の介護食ということで、私もあんまり聞きなれないんですけど。高齢者の介護食も今後の課題として考えていかなければならないのではないかと思ったわけでございます。介護する立場からでもですね、お年寄りの食べやすい食事を提供することは大切なことと思っております。そこでですね、例えば「じげもん」に介護食コーナーを設けて、地元の食材で食べやすいものを提供してはどうかと思うわけでございます。

先ほど言いましたけれども、農業新聞に和歌山の新宮市でみかんの皮を剥いて真空パックをして、皮を剥くのが困難な人でも楽に食べられるようにして販売をしているということで新聞に載っております。そのようなお年寄りに配慮した介護食販売などは、長与町では考えられないのかお聞きをいたします。

○議長（内村博法議員）

富永介護保険課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

介護食をどうするかということでございますけれども、現在、施設においては当然、刻み食であったり、そういう食事への配慮、そういうものしか食べられない方についてはそういう配慮がなされております。在宅の方につきましては、その方がどういう食事をされているのかという個々のところまでは行政の方で突っ込んで調査をしているものでもございません。

先ほど議員がどちらでしたかね、みかんの皮を剥いてと。新宮ということで。山口議員を始め、みかん農家さんが皮を剥いた方がいいっていう商品をつくっていただけるのか、あるいはJAがつくっていただけるのか、そのあたりも含めてですね、そういうニーズがあるのかどうかを含めて調査はしていきたいということで考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

お年寄りに優しい長与町として、気配りをぜひお願いしたいと思います。

それから、先ほどもちょっと答弁の中で出ておりましたけども、お年寄りの生活パターンで最もこう問題になるのがですね、移動手段であると考えております。日常の買い物あるいは通院、さらには行事や図書館、公民館への赴く場合すべて移動が必要となりますけども、町は高齢者の移動問題についてどのように考えておられるのか質問をいたします。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

健康寿命の延伸ですね、最後の瞬間まで元気で暮らしていただくためには社会との接点を確保していただく必要がございます。買い物であったり通院であったり、それ以外の自己実現につながるような活動。当然、移動手段が必要になります。昨日の質疑の中にもございましたが28年度におきまして、コミュニティバスまたは乗り合いタクシーの導入可能性について検討することとしております。その場合、利用需要予測、困窮度等を踏まえまして、地域公共交通会議におきましてルートの検討をしていくということになってまいります。

当然ですね、急傾斜地であって、かつ、車の離合も困難なそういう狭隘な地区もございます。そういうところではなかなか車の運転も困難、年を取るにつれて困難になってまいりますので、そういった事情は当然、ルートの検討をする場合において、考慮されていくということになるだろうと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

移動手段問題については考えていただきたいと思いますが、移動問題だけでなく高齢者の生活改善の一環として、昨日も同僚議員が質問しておりましたのでもう聞く必要はございませんけども、百合野地区におけるICTモデル事業が実践されております。今年度いっぱいということでございますけども、安全確保にも大きく貢献するものとして計画されたものと思います。その結果、どのように評価するのか。また、今後どのように展開していくのかですね、簡単にお答えをお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

ICTモデル事業につきましては、機器の不具合が最後まで解消しなかったというところで、信頼性に疑問が残る中では継続ができなかったというところがございます。

最終的な判断に当たりましては地域の皆様とも相談をさせていただいて、今年度をもって終了という残念な結果になりました。ただ、アンケート調査の結果によりますとや

はり有効であったというような、これはICT普及員のご尽力も含めての話ですが、事業としては有効であったという意見が大半でございました。

ただ、その中でもう1つのご意見としては、あまりにも機能が盛り込み過ぎて使いづらい、わかりづらいといったこともございましたので、機能的にシンプルで信頼性が高いものができればですね、再度検討する余地はあるのかなということでございます。ただあの地区におきましては、先ほどから町内10自治会での見守りの実践がなされている地域の1つでございますので、今後は福祉員の皆さんに、また頑張っていただくということになろうかと思えます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

よくわかりました。これは少し提案になりますけどもですね、町では行政施策の実施に当たっては、様々なアンケートを実施されております。より効果な計画の立案を行っておられるようですが、そこでですね、お年寄りの日常生活改善に向けて、何に困っており何が必要なのかなど高齢者アンケートを取りですね、地域別の課題、年齢層による要望などしっかりとしたデータに基づく政策を検討してみてもどうかと考えるわけでございますけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

富永介護保険課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

高齢者のニーズの調査でございますけども、昨日の町長答弁で、別の答弁でございましたけども、お話をさせていただきました。第7次の事業計画の中で地域ニーズの把握については取り組む予定でございます。28年度後半もしくは29年度の頭にですね、そのアンケートにつきましては国のモデルというものが届きますので、それを待って地域ニーズの把握に努めてまいりたいということで考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

時間がありませんのでこれで終わりますけども、ぜひ高齢者の本当に住んでよかったという長与町になるように努力をしていただいてよりよい長与町にしていきたいと思えます。これで終わります。まだちょっと質問が残ってございましたけどもこれで終わらせていただきます。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時15分まで休憩します。

（休憩 14時02分～14時15分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、堤理志議員の①子育て支援についての質問を許します。

13番、堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

私は子育て支援について質問いたします。

27年度から子ども子育て支援新制度がスタートしています。

新制度は、従来の次世代育成支援対策推進法に基づく、町次世代育成支援対策推進後期行動計画の後継であります。

町が新しく策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「人口ビジョン」では、就労、結婚とともに「子育ての希望の実現」をあげています。

全国的に人口減少対策と連動し、子育て支援のあり方が注目を集めているといっても過言ではないと思います。

そこで、本町の子ども子育て支援の各事業が、子どもや育児世代のニーズに応えるものになっているのかについて質問をいたします。

1点目、従来の制度と比較して、改善、充実したものはどのようなことでありましようか。

2点目、児童虐待、育児放棄に関する痛ましい状況がニュースで取り上げられ、社会問題化していますが、本町での状況はどうなっているのでしょうか。

3点目、子育てに関する「コミュニティWebサイト」を作るとの説明を受けていますが、進捗状況はどうなっていますか。

以上、質問をいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、堤委員の子育て支援について。

1点目の従来の制度と比較して、改善充実したものについてはどういうものかというようなご質問でございました。

保育の量的拡大と確保というのがございます。

共働き家庭が現在増加しておるわけでございますけれども、その背景に保育ニーズは年々増加をしておるといのが現実でございます。

町内には保育の場が3カ所現在増えておりまして、161名の保育の確保を行いましたけれども、まだまだ1～2歳児の保育ニーズと、こういうものはまだ高まっております。

引き続き、受入体制のですね、拡充を図るようにですね、調整をしてみたいと、このように考えてます。

そして2つ目でございます。

地域の子育て支援の充実を図っていることではございますが、子どもや子育てをめぐる環境は、この核家族や地域のつながりの希薄化と相まって、子育てに不安感や孤立感を覚える家庭も少なくない状況でございます。

共働き家庭だけではなく、全ての子育て環境を支援するために、地域子育て支援拠点事業、あるいは全戸訪問事業など、子育て家庭が地域の中で孤立化しないよう、妊娠、出産、育児期にわたり切れ目のない支援に努めてまいりたいと思っております。

特に、妊娠期からリスクの高い家庭につきましては、医療機関とも連携をいたしまして、出産後の見守りをはじめ、養育支援などを行っております。

また、放課後に適切な遊びや生活の場を提供することによって、その健全育成を図る放課後児童クラブにつきましては、放課後児童クラブの質を確保する観点から、法改正によりまして、放課後児童クラブの設置及び運営につきましては、国の基準を踏まえ、町が条例で基準を定めることというふうになったわけでございます。

登録人数の多いクラブにつきましては、同校区内におきまして新たにクラブを作ったり、あるいは運営補助金の増額をしたりということですね、運営の適正化を図るために、いろんな対応をですね、努めていくというところでございます。

2点目の児童虐待、育児放棄の本町での状況についてというご質問でございますけれども。

この児童虐待の本町における現状につきましては、要保護児童対策地域協議会というのを設置をしております、代表者会議や個別ケース検討会議を開催をし、児童虐待の早期発見・早期対応に努めているところでございます。

しかしながら、昨年度は13件の通報及び相談がございました。

そのうち児童虐待といたしましては、対応しました件数が8件でございます。

通報があった際はですね、まずは児童の安全を確認をした上で、児童相談所や主任児童委員をはじめ、児童に関わる各支援機関が一堂に会しまして、児童の家庭環境など状況を把握、そして問題点の確認と具体的な支援方針について、個別ケースにそれぞれ検討会議を行いまして、児童への支援及び見守りを行っているところでございます。

要保護児童の適切な保護を行うためには、日頃より関係機関の連携や情報の共有化、これが一番大事だと思うんですけども、こういったものを共有化して未然防止のですね、取り組み強化に努めているというようなどこでございます。

3点目のご質問でございます。

コミュニティWebサイトの進捗状況でございます。

今回のWebサイトの創設は、地域における結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を目的とする国の地域少子化対策強化交付金事業の一つとしてですね、実施をしているものでございます。

事業実施期間をですね、昨年10月より今年度末までとした事業契約について、昨年

10月末にですね、ホームページで公表をいたしました。

関係各課による協議を重ねまして、12月末にですね、業者を選定を決めまして、現在3月末までの完成に向けてですね、作業を進めているところでございます。

内容といたしましては、子育てガイドブック「おおきくな〜れ」に結婚情報をプラスして、情報提供を行うことにしておるところでございます。

その中で、掲示板機能によるコミュニティサイトの機能を併せ持つもの、メールマガジンの配信、あるいはアプリ開発によるスマートフォンでの閲覧強化、こういったものでですね長与町の子育て支援となるようサイトの充実に現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

再質問をいたします。

子供の貧困、子育て世代の貧困というのがこの間、非常に新聞、マスコミ等でですね、大きく取り上げられております。

子育て世代の収入というものがこの間、この10年、10数年、低所得の方にずっとシフトしているということが言われているわけでありましてけれども、こういった子育て世代の置かれている現状ですね、社会的な現状、経済的な状況、こういった点についてのまず基本的な町としての認識を、この間のそういった状況の変化をですね、このあたりのご認識が町としてお持ちなのかどうか、まずこの点を簡単にお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

子どもの貧困に関する法律が平成26年に策定されまして、その年の間に大綱が発表されました。

その中で、全国でも15%から16%の子供さんが貧困に陥ってるっていうことで、本町の方でも一体長与町の中でどれだけの子どもさんが貧困に陥ってる世帯があのかなっていうことはお調べをいたしました。

実際に教育委員会における就学援助を受給している子供の数っていうのがあるんですけども、その数が27年が、途中経過でございますけども、460件を上回っているっていうふうに伺っております。

また、生活保護の受給世帯ですね、子供さんがいらっしゃる生活保護を受けてらっしゃる世帯っていうのが4世帯、18歳未満の子供さんで言いますと33世帯あるっていうところで、1人親家庭の子供さんですね、1人親の家庭は368世帯で、子供の数が

474名いらっしゃるってところで、パーセントでいきますと12%台の子供さんがいわゆる貧困っていう世帯に該当するのではないかなっていうふうに認識しております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

この間、町の方で人口ビジョンという冊子がですね、出されまして、その中にいろんなデータ、内閣府のデータ等が書かれてありました。

それをいろいろと見させていただきました中に、いろんな状況のが出てましたけれども、特に、30代の年収のことが書かれてありました。

30代の年収で1997年には、年収500万から約700万程度の人たちが30代の中では1番多かったのが、その10年後には300万円台が最多層になったというのが書かれてあって、そこまで落ちたのか、年収がですね、落ちたのかというふうな感じをもったのと。それから20代の年収も同じく1997年には、年収300万円代の層というのが1番多かったのが、その10年後には200万円台前半が1番多い所得階層になったということで、ちょっと私も非常にびっくりした状況です。それから、これは全国的なデータなのかもしれませんが。

そして、次に長崎県のことなんですけれども、長崎県の働く人に占める非正規雇用者の割合のデータを見ますと、15歳から34歳、若年層ですね、こういった中では32.7%が非正規雇用、言えばちょっと業績が悪いから、あなたはもう4月からは来なくていいからということで簡単に解雇が可能になるような、そういった非正規雇用者と言われる方々が32.7%。そういった年代の方の3人に1人がそうした不安定な雇用の状況に、置かれているという数字も出ております。

経済的、社会的条件の悪さがですね、やはりなかなか結婚に結びつかないとか、晩婚化であったり、また少子化、そういったものの非常に大きな原因になっているということが、そういった数字の上でも、明らかじゃないかというふうに思います。

ちょっと説明が長くなりますがもう一つ。町が実施したニーズ調査の中でも、就学前の母親もまた、就学、小学生の子を持つ母親も働いている割合というのが、5年前に比べて就学前の母親は4割台ぐらいだったのが5割台、小学生の子を持つ母親は6割台だったのが7割台ということで、共働きしてですね、何とか生活を支えようという方々が、これだけ増えてきているということで。更に経済的な支援を希望しているという、そういう回答が、結果が出ているということで。やはり子育て世代の経済的な負担が非常に大きい。決して楽ではないという実態が調査でも現れていました。

私もちょっと今回この子育て支援をやるということでいろんなデータを見てですね、改めて、私も自分が認識してた以上に進んでるなというふうに感じたんですが。この点について、町長、今話を聞いてですね、率直なところいかがお感じになるか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員がおっしゃったように非常に若い人たちの世代ですね、そういった躰寄せがきてるってことは非常に残念だというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

生活実態の話ばかりになって申しわけないんですけども。

もう1点ちょっとお伺いしたいのが、先日、これも新聞に載ったんですが、山形大学の先生の研究発表で、少子化で子供の数が減少しているにも関わらず、生活保護費以下の収入で暮らす子育て世代が、過去20年で倍増しているという報道がありました。

子供に関係する滞納という点でいえば、思いつくのは1つは保育料の滞納があらうかと思えますし、また、学校においては給食費の滞納があらうかと思えますので、ちょっと端的にお伺いしますが、まず保育料で滞納されてる方のその滞納の大きな原因がやはり生活困窮にあるのかどうかと、もう1つ給食費を滞納されてる、学校でですね、方で、やはり滞納の原因というのがどこにあるのか、生活困窮なのか、他にあるのか。いろいろ理由はあると思えますが、主な理由ですね。このあたりが今どういうふうになってるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

過年度の保育料の滞納でいきますと滞納をされてる方っていうのは20世帯程なんですよ。金額にしまして2,000万を切るぐらいのところなんですけども、滞納上位者って言われる10名の方で1,000万以上ですね、半数以上超えてるような状態なんですけども。

その滞納上位10世帯のところを内容を見ますと、家庭的にですね、貧困をされているところもあるんですけども。複雑な家庭と言いましょか、離婚があつたりとか、再婚の家庭であつたりとか、ご病気をされてらっしゃる方とか、貧困というところにもつながっては参るんですけども、非常に複雑な家庭の環境にあるなっていうのを感じております。

○議長（内村博法議員）

青田教育総務課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

給食費の滞納につきましては、平成26年度で92件。この92件っていうのは、月ごとの件数になりますので、92を、給食費は11カ月で納めていただいておりますので、

8.36、その8校分ということになりますので、月に換算すると各学校については平均で1件ちょっとということになります。

それとこちらが未納の原因ということなんですけれども、一応就学援助の補助ということで要保護、準要保護の世帯に関しましてはそちらの方で給食費の方を見てますので、貧困での未納というのはあまりないのかなとは感じております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

貧困というのをどういうふうに定義するのかという点で言えば、今福祉課長がおっしゃったですね、複雑な家庭というのも非常にそのグレーの部分に入るんじゃないかというふうに思います。

私も議員活動しておりますと色々な生活相談がですね、ありましていろんな事情の方のお話を聞きます。もちろん、内容についてはいろいろ話せること、話せないことありますけれども。その中で感じるのは、収入が標準的な収入を得ている。またあるいは一定高い生活環境がある、決してだからといってその家庭が決して豊かとは一概に言えない状況があるなというのを私自身が感じております。

例えばですね、一戸建ての家に住んでおられる方でも、私が知ってる中で言えば、例えば、ご親戚の方が非常に生活に困窮されていて、自分の収入の中から自分の親兄弟に収入を援助しないといけないという方もかなりいらっしゃるというのがありますし、また、連帯保証人になって、その債権を自分が持たなければならぬ状況に陥ってしまって、見かけ上は非常に豊かな安定した暮らしをされてるようですが家計は火の車、というような状況も私も幾つかですね、事例を。だからこういったのを見ますと要保護、準要保護の話がありますが、収入だけでは計れないというふうに思いますが。福祉課の方なんか特にそういった状況つかんでらっしゃるかどうか、こういう事例もあるということなんです。私はつかんでるんですが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

議員ご指摘のとおり、収入はですね、一般家庭それ以上あるご家庭でも滞納の世帯というのがございます。

ただお話を伺う中では、収入よりも出ていく分、今言われたような借金の部分だったりとか出ていく部分が多くて払えないっておっしゃられる家庭がございます。そういうところの家庭につきましては弁護士による相談ですとか、そういうところのご案内ですとか、家計簿のつけ方とか、今ファイナンシャルプランナーとかいらっしやいますけども、生活設計の立て直しの部分のお話もですね、する機関というのもございますので、そういうところにつなげたりとか、そういうことで対応をしております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

生活実態の件についてちょっと時間とり過ぎてですね、申し訳なかったんですが、いろいろそういった事情もあるということをごひ皆さんにも知っていただきたいという思いもあって、こういう形で質問させていただきました。

それから、平成25年に子育て世代のニーズ調査というのを行ってござりまして、この中で、調査票3,350配付して、44.3%の回答があったということでありましたけれども、この中で、ちょっと私も気になったのが、いろんな回答された中で就学前の子を持つ親の方ですね、子育てを辛いと感じるときの方が多というふう回答された方が1.7%。一般的に考えれば、時々辛いこともあるけど、子育ては楽しいよねっていうのが大方だろうと思うんですが、中にはこういった方がいらっしゃるということで。

そこでちょっとお伺いしたいのが、抽出調査でありますけれども、実数ですよ、実数及びその実数を辛いと感じている1.7%というのに当てはめた場合に、それと事前にもね、こういう質問もするかもということでお話をしとったんですが、そのあたりの状況というのはどういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

就学前のご家庭に調査書を発送したのは、抽出ではなくて全世帯配布っていうことで、1,959通お送りをしまして、その内の回収が855で、回収率が43.5%になっております。そして1.7%の方が子育てを辛いて思われていらっしゃるというところで、33世帯の方っていうところになります。

以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

33世帯がこの1.7%に当てはめた数字だということでありましてけれども、やはりそういったところからですね、いろんな、今新聞でも言われてるような、だからすぐ虐待だ、何だというのに直接的につながるかどうかわかりませんが、そういった背景に、あるかもしれないというふうにごひ考えていった方がいいんじゃないかというふうにごひ思います。

それから育児放棄について、お伺いをしたいと思うんですが、先ほど虐待の数が13件ということで、恐らくこの13件、育児放棄も虐待に含まれての数字かなというふうにごひ思いますけれども、実はあの以前の教育長がですね、随分前なんですが、長与町の子供の中にもネグレクト傾向の状況が最近見られる、気になるという話があった。

ああ、長与町でもそういったのがあるのかと少し私も気になってね、ずっと頭の中に残ってるんですけども、どういったことがネグレクトであったのかっていうのは、今はもうわからないわけなんですけれども、一般的に私が聞くのは、例えば子供さんが酷い虫歯になっているのに、全然歯医者さんにやらずにそのままになってるということがあったりとか。

あと、保育園、幼稚園、学校等々にいろんな学校や保育園から持ってきてねと言われるのに、なかなかそういったものをきちっと持っていかないということがあったり、宿題、教材を頻繁に忘れるようなことがあるとですよ、先生方、皆さん先生方多いですが、親がきちっと子供の教育に関心を持ってないんじゃないかというふうな疑問をお持ちになるんじゃないかというふうに思うんですけども、そういったことが、本町の保育あるいは学校でそういうふうにはですね、どうもこの子に対する親の関心がないんじゃないか、育児放棄、ネグレクトの傾向にあるんじゃないかという事例が実際あるのかどうか。できれば保育と教育と両方、回答いただければと思います。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

児童虐待につきましては、子供の分も、就学後の子供さんの分も一応福祉課の方で一括して集計をとっておりますので、件数の方をこちらの方でお話をしたいと思うんですけども、ネグレクトの疑いっていうところも含めまして、昨年度通報があったのが5件でございます。その内にネグレクトであったっていうふうに本町の方で認定をしたのが3件ございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そしたら次に身体的な虐待についてなんですけれども。虐待を受けていてもなかなか、言われてるのが子供が「あらそれどうしたの」と学校や保育園で聞いても「いや、ちょっと怪我したの」ということで、決して親からこんなにされたというのはなかなか言わない子が多いというふうなことも言われておりますけれども、そういう顔とか身体のあざがあるとか、あるいは服装、表情から見てですね、あれっと、大丈夫なのかなというふうな気になる事例、あるいは直接的な虐待、先ほどはネグレクトの数でしたけれども、身体的な虐待というのはあってるのかどうか、これもお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

身体的虐待というも3件、長与町の方では発生をしている状況です。先ほどすいませ

ん、幼稚園、就学前前後の話をちょっとしてなかったんですけども、身体的につきましては、就学前の子供さんがお1人、就学後の子供さんがお2人、身体的虐待はいらっしやいます。

ネグレクトの分につきましては就学前の子供さんがお2人と就学後の子供さんがお1人、26年度は通報がっております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

先ほどそうした事例についてはいろんな関係機関等、私も控えきれなかったんですが、協議をしているというようなことだったと思うんですけども。児童虐待防止法によりますと、虐待の事実が分かってからではなくて、その疑いの段階で、対処しなければいけないというふうなのが法の趣旨のようですが、そのような対応はやはりきちっと守られているのか、確認したいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

平成16年から児童福祉法の改正で児童虐待の疑いのある方も含めまして、通報するような義務に変わっております。

本町としましても、その通報があるなしに関わらず、まずは今、妊娠期、その後出産期ですね、生まれた後、母子保健推進員さんの方が全戸訪問されております。

また検診ですね、乳児検診、3、4歳児健診でも子供さんの確認をしております。

また出産後すぐですね、産後うつの状態にあるお母さんに関しましては、産婦人科の方との連携もありまして、こちらの方に、このお母さんはちょっと大丈夫かなっていうことで通報もいただきまして、事前に情報をいただいた上で家庭訪問をさせていただいたりですとか、連携をとってやっているところです。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今のような対応されているということでありまして、ネグレクトにしる児童虐待にしる、そういったことが疑われる場合、あるいは起こった場合にどういうふうな対応をするかという点では、これも確認の意味で質問しますけれども、そういったものをきちっと文書化したマニュアルというのは町としてお持ちなのかどうか、この点をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

長与町独自のマニュアルとしては持ってはいないんですけども、厚労省が示しております指針に基づきまして、対応をしているところです。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

これは、市町村のこれを持たないといけないという義務化はないわけですね。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

はい、必ずそういうマニュアルを独自に設けなさいというのはないんですけども、他でも作ってらっしゃるところがありますので、そういうのを参考にしながらですね、今はしている状況にあります。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

もう1点、児童虐待について調べておる中で、市町村の教育委員会が児童虐待マニュアルを独自につくってるケースがございました。

そこでお伺いしますが、長与町の教育委員会、ちなみにそういった児童虐待マニュアルをですよ、各学校等々に持ってるのかそういったことはないのかと。

このあたりいかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

お答えいたします。

長与町独自のものとして、そのようなマニュアルは今現在ございません。先ほどのとおりですね、虐待防止法等に示された学校の役割というところの部分でですね、行動しているところです。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

虐待の問題で最後になりますけれども、今回の3月の議会の議案の中でですね、特別職の報酬に関する条例が出されておりました。

その中で、児童虐待防止専門員という職種が追加がなされておりました。議案になりますので、その内部に立ち入ってですね、この場でああだこうだと聞くのはちょっとよくないということもありますので、簡単にこういった児童虐待防止専門員という職種を追

加した理由といたしますか、概要ですね。このあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

実際通報等ですとか相談ですとかそういうものが増えてきているという背景がございます。なおかつ一旦ですね、虐待の通報が入りますと、なかなか終結に向かうのが非常に難しく、先ほど言われたように長期化をしているケースが非常に多ございます。

そこで、まずは通報があった際にですね、子供さんの安全確認をまずは第1に行う。そのあとに、ご家族の方にも面会勿論しますけれども、でもその子供さんに関わる関係機関ですね。病院だったりとか、保育園だったりとか、学校だったりとか、あと児童員さん、民生委員さんにもですね、お声かけをさせていただきまして、その子供さんを守るために誰がキーパーソンとなるのか、どこが1番主要な見守りを担っていきけるのかというところを個別に話し合いをさせていただいております。

そういうところの関係機関との調整を担っていただく方、尚且つそれを例えば2カ月先、3カ月先、確実にその子供さんがですね、ちゃんと守られているのかというところの確認作業をですね、継続していくために1人お願いをしているところです。

以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい、もうこの程度にしておきたいと思います。

それからコミュニティーWebサイトについては、先ほどガイドブックを掲載したり掲示板、メルマガそれからスマホに対応できるようなアプリ等々ということでご説明がありました。3月末の完成ということではありますが、確認をしますが、3月末完成させて4月から開局に向かうような計画で今進めているということなのか。このあたりを確認したいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

この事業が国の交付金を活用させていただいてる分になりまして、申請をしましたのが5月だったんですけども、実際に決定通知が来たのが10月の2日でございました。

勿論、準備に向けて話し合いはしていたところなんですけども、ちょっと業者の選定等にですね、ちょっと時間がかかったっていうところと、内容の充実を少しでも図りたいというところで、関係機関と話をつめながらやってはいたんですけども、ちょっとぎりぎりになってしまいまして、今月末に納期で4月1日に開設というような今準備で進んでいるところです。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい、わかりました。

それから、ちょっと教育委員会のことについてですね、ちょっとお伺いしたいんですけども。先ほどから話をいろいろ質疑をする中で、福祉部所管については、この間、子育て世代の経済的な変化に一定対応してですね、例えば保育の保育料を引き下げるとか、保育を充実させるとか、また今度4月からですか、子供医療費を助成する、これ私も9月議会でそういう要望させていただいたわけでありましてけれども、そういった、福祉所管においてはですよ、いろんなそういう対応というの、進んでいるな、取り組みが始まりつつあるなという感覚を持っているんですが、この間私が言いたいのは、要するに子育て世代のこの間の貧困化の流れの中で、なかなかこの教育行政にそこに立ち至って、その流れに至っていないのじゃないかなという感覚を率直に持つんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

それではお答えいたします。

小・中学校に在学する子供たちで、家庭が生活的に難しいという方に対しては就学援助という仕組みがございます。大きく2つ生活保護を受けておられる家庭と、それ以外で生活保護は受けていないが生活が困窮しているという方に、別個に様々な手当てをしているところです。

中身といたしましては、学用品費であるとか、要保護、生活保護を受けておられる方も含めてですね、給食費であるとか、医療費の補助であるとか、さまざまな形で対応してきているところです。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そういった制度はですよ、もう前からある制度なんですよ。私が言ったこの10何年間の急激な貧困化の流れに沿った形での対応という、これは教育委員会だけじゃなくて文科省がそういう対応をしてないというのが大元にあるのかなと思いますけれども、そういった点からいえば、要保護、準要保護、就学援助というのはもう以前からあった制度で経済的な困難な家庭の子供たちでも健全に育つようにという趣旨であるわけですから、それはそれで結構なんです。

そこでちょっと私思うのが、特に中学校に入学する時には保護者の負担が大きいというのはいろいろ私も聞くわけですね。とにかく鞆、靴から制服、体操服、その他もろも

ろいゝろな物を一遍に揃えなくちゃいけないということで、何とかしようということで保護者もかなり苦勞してね、お金を準備してやゝてる。特に先ほど言うような貧困、非常に家計が苦しい方は、私たちが想像している以上に大変な思いをしてお金をつくっているという状況がありますもんですから。

その一方で私が思うのは、特に中学生は子供の体がどんどん大きくなって、もう1年生から2年生になったらもう服が合わないからということで、もう着なくなる服なんかもあるわけですよ。卒業すると当然もう、制服も要らないということで。

そういったまだ使えるのに、捨てられてしまうというね、非常にもったいないもんですから。例えば学校とPTAあたりで連携をして、そういったものを譲渡会、交換会といいますかね、そういったものができれば、非常に助かる方も多いんじゃないかというようなのを考えるんですが。

こういったこと、例えば教育委員会あるいは校長会あたりで検討できないものか。このあたりいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

今、ご指摘あった件につきましてはですね、中学校によっては、ガレージセールといいましょうか、そういう形で卒業生の不要になったものを受け継ぐって言うのをですね、やっているところもございますし。

3つの中学校が同じ土俵ではできない。制服が違う関係でできないことがありますけども、努めて譲るといふ考えはですね、それぞれの学校にお願いしてるし、それぞれの学校で何らかの形をやっております。学校によってはそれをプールしておいて、そしてそれをそういう子供さんたちに要望があれば、頂けるといふそういう制度もつくっております。

それから先ほどから生活困窮家庭の話がずっとあっておりましたけども。例えば、先ほど給食費の話もちょっとありましたけども、実はですね、給食費の未納率はどんどん改善されているんですよ。それはなぜかっていうと校長が督促に行きます。督促状出します。そうすると非常に困ってるんですよ、困窮してるんですよということでお話があつて、じゃあこういうふうな準要保護の制度がありますからということで書類を渡して、そしてその申請をされて、基準がありますけども、その基準でそれに合致するようになったという例もたくさんございます。したがいまして、準要保護の世帯はですね、子供さんは今どんどん先ほど言いましたように、もう本当にびっくりするほど増えております。しかもその基準というその財源は、準要保護は町負担になってるんですよ。

生活保護は、県、国がするんですけども、町単独の負担に変わって、町の持ち出しは非常に多いんですけども、今言ったようなことで支援をしていってるんじゃないかなど。もちろんその書類を出しても基準に合致しなくて駄目だというケースもございま

すけど、大体基準出すと合致するというケースが多ございまして、年度途中からでも仕事に就けなくなってということで、年度途中でも出すケースもございます。それはもう校長が保護者の方に連絡をとって、そういうところの連携はうまくいってるという、そういうふうに思っております。しかもその基準の倍率もですね、他市町に比べれば、うちは手厚い率で運用しているというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

是非ですね、まあ施政方針を言いますと、取立てって言葉悪いですが、滞納の対策には厳格にというようなのはありますので、どうなのかな、やっぱりその人たちの状況に応じてですね、やっぱりその人のいろんなそういう制度もあるというようなことも紹介しながら、生活を再建させながら、そういった給食費等も頂けるといような、何て言いますか、血の通ったね、そういう対策をとっていらっしゃることなので、それはそれで、是非進めていただきたいというふうに思います。

それからもう1点伺いたいのが、先ほど、中学校に入学する際の費用負担のことを申しましたけれども、もう1つ、修学旅行にかかる時の保護者負担ですね、これが小学校、中学校で大体1世帯といいますか、家庭でどのくらいの負担になるのか、このあたりお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

はい、お答えいたします。

先ほど、お話いたしました就学援助費の支出の中でですね、小学校の修学旅行費は2万1,190円。それから中学校の修学旅行費を5万7,290円というふうに、上限を決めております。

27年度の実績で申しますと、小学校は学校規模とか人数の関係がございますので、少し学校によって金額が違いますが、1万7,500円から2万250円の間。同じく中学校が5万500円から5万4,000円の間とそれぞれ就学援助で支給できる金額の内側ですね、実施しているという状況です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そういったそういう数字を見るとやっぱり私もどきっとするんですね、やっぱり中学校で5万ですよと言われれば。私なんかの家計から見れば、えっとなるわけなんですけれども。

そういう中でですよ、例えば現実問題、修学旅行までいつまでに5万円納入してくだ

さいねと言われても、非常に厳しい家庭というのも当然出てこようかと思うんですが、そういった場合の対応というのが、何か検討あるのかどうかですね。例えば特別な事情がある場合の、何か猶予なり、何かそういう制度等設けてらっしゃるのか。もしなければつくるような考えがないのか。このあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

今現在ではですね、その特別な事情があって猶予するというのはですね、そこまでこちらの方が把握しておりませんが、もちろん2年生になったら修学旅行ですよ、いつですよっていうのを早くから、中学校に入った段階から周知させて、大体この程度ぐらいいかかりますよということで周知はしているところでございます。

それと、できるだけ経費を抑えるようにというお願いをしております、小学生が1泊2日、中学生が2泊3日でございますけども、別にそんなに遠くまで、あるいはそんなに費用がかかるんだったら別の方法もあるんじゃないのっていうのは、お話をしてみますけども。

とにかくですね、去年ぐらいからバス代がものすごく上がったんですよ。以前は5万円は超えないようにというお願いをしてたんですよ。ところがもうバス代がものすごく上がってる。これ、修学旅行だけでなく、ペーロンにしる、町内のいろいろ子供たちが集まる時のバス移送するバス代、これがものすごく上がってる、本当にびっくりするほど。だから今までの予算ではそういう活動はできないという状況になって、少しバス代の分を上乗せしてお願いをしてるという、そういう状況もでございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

私の質問の趣旨は先ほどから申しますように、とにかく子育て世代の貧困化がぐんぐん進んでいってそういう就学援助の制度等々もあるということですが。

そういう中で、なかなかその制服代とかですよ、修学旅行のお金というのは全然変わらない。

一方、福祉課については、そういった人たちへの手だてというのがどんどん進んでいってる。だから、教育の分野と福祉の分野での、ちょっとギャップがね、やっぱり今後問題になってくる恐れがないかなという気がするんですよ。ですから、今日答えが出ないかもしれませんが、そういった問題に対応をすることが必要じゃないかというような話し合いをもう少し持たれた方がいいんじゃないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

ご指摘の件は十分受けとめて、検討はしてまいろうと思いますけども。その必要な額というのは例えば教材費、年度当初必要なものとなったら教材費がありますね。これもできるだけ、本当に必要なものを、しかもそれも予算押さえてということで、一応ですね、購入する場合には事前にこういう計画ですと出してもらうんですよ。3月購入する前に。それでずっと押えていってますけども、本来の今もご指摘のあったその幼小中の連携の中で、確かにかかるといようなことですね、これが何とかもっと抑えられるものはないのかどうか、そういうことも含めてですね、検討はさせていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

教育委員会については以上で、ちょっと次の質問に移りたいと思うんですが。

町の方で作成されました子ども子育て支援事業計画ですね、これが27年の3月から2年の計画であるんですけども、この計画自体は一般的によく言われるPDCAですね、これは、やる予定なのかどうか。そのあたりお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

策定の前からこの計画につきましては、子ども子育て会議っていう設置条例を設けまして、その中で協議をさせていただいているところです。この分につきましては毎年度しっかりチェックをしていって、毎年ですね、子ども子育て会議の方にもご報告をしていくように計画をしております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい、わかりました。

これは最後になりますけれども、今ですね、子育て支援というのは非常に重要だということが言われて、今回も何人かの同僚議員からも子育て支援の質問が出されております。やはり、長与町は比較的生活が安定してですね、経済的にも一定安定されてる方が比較的多い、そういう町じゃないかなというふうに感じるんですけども。

しかしながらやはり、そうは言っても子育て支援でそういった方々はですね、自分たちで十分に経済力があったり、ママ友、お母さん同士の情報交換なんかうまくやってね、十分に長与町の子育てのいろんな環境を活用して、いい子育てをどんどんやっていっていただきたいと思うんですが。そこに結びつかない人たちというのはやっぱりどうして

も、いるんじゃないかということで。特に育児で悩んでいる人とか、先ほど言いました子育てが辛いと感じている人たち、こういったところに目配りをしていくっていうのも1つ大事なことじゃないか。やっていらっしゃいますけどね、やってないとは言いません。やっているんですが。

また相談ができる人が周りにいる人はいいいんですが、先ほど言いますように、誰に相談していいかわからないというような人たちに対する手立て。制度の隙間で悩んでいるような人たち、本当に支援を必要とする、そうした人たちへの心配り、やっぱりこういったものがどうしても忘れてはね。長与は豊かだから、大多数はみんなちゃんとやっているんだよで済まされずに、そういう制度の隙間にいらっしゃる方々にもちゃんと目配りをするそういう町づくりが必要じゃないかと思いますが、その点について、町長から最後に考え方なりをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員おっしゃてるように、長与町とはこの子育て、教育、これは非常に重要視して力を入れているわけでございます。今、お話した中で長与町というのは協働の精神というのは非常に皆さんもっておられます。

例えば、児童生徒の送り迎えのときの指導員ですね、交通指導員の皆さん方は老人会の方でやっていただいているところもあります。そして、母子保健推進員の皆さん方が訪ねていかれてですね、で、そういった子どもを産むことに心配な方々のご相談相手にもなっていただいているというようなことでございます。

そういった面で切れ目のない活動をですね、1つ1つ丁寧にやっていながら、この問題につきましては今議員がおっしゃるようないろんな例がございますし、いろんな課題があります。それについて丁寧に1つ1つ今後ともですね、対応していきたいと。長与町は血の通った行政やっとりましますのですね、どうぞそういった面でですね、ご理解いただければというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

以上で質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

それではですね、場内の時計で15時20分まで休憩いたします。

（休憩 15時7分～15時20分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順10、金子恵議員の①協働のまちづくりの推進について②投票率向上の取り組みについての質問を同時に許します。

7番、金子恵議員。

○7番（金子恵議員）

最後の一般質問、本日ですね、最後の一般質問よろしくお願ひいたします。今回のテーマは2つです。

①協働のまちづくりの推進について。平成7年に発生した阪神淡路大震災時、ボランティア活動による被災地支援が復興に大きく貢献したことで、自助、共助、公助によるまちづくりや協働に対する認識が強まったという理解をしております。住民、行政そして新しい担い手であるNPOの団体など、それぞれ単独では解決困難な地域課題に対し、協力し合いながらお互いを尊重し補うことで対等のパートナーとしての共通の課題を解決するために、取り組む姿勢こそ、それが協働であると考えています。そこで以下の点を質問いたします。（1）平成24年3月、長与町協働のまちづくり基本方針が前町長時代に策定されました。就任4年、議会において質問もされてきましたが、改めて協働についてどのような見解を持っているのか、前町長との違いはどこか伺います。（2）協働を進めるうえで町民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりへの取り組みをどのように推進してきたのか伺います。（3）行政、職員においても意識改革が必要ではないかと考えます。協働に対する意識、必要性をどのように考えているのか伺います。

次に、②投票率の向上の取り組みについてです。選挙とは1票を投ずることにより、社会や政治を身近なものとして捉え、意思表示をすることができる手段であり、政治に関心を持っているのかの指標ではないかと思ひます。しかしながら、投票率が社会や政治に対する住民意識の指標であるとするれば、投票率が低い状況は、町政への意識が低いことのあらわれと捉えられます。これには議会、行政及び住民の三者による様々な要因が絡んでいると考えられます。選挙が、多様化する社会情勢に対応する施策を講ずるための民意の反映方法と考えた場合、全世代に対し、投票への呼びかけや投票しやすい環境を整えていくことが必要になってくると思ひます。そこで以下の点について質問をいたします。（1）投票率を上げることがなぜ必要であるか、見解を伺ひます。（2）これまでの投票率向上の取り組みをどう評価し、今後どのように取り組んでいくのか伺ひます。（3）若者への啓発や投票環境の改善に対し、どう考えているのか伺ひます。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、今日最後の質問者であります金子議員のご質問にお答えをいたします。2

番目のご質問に対しましては、所管をしております選挙管理委員会から回答をいたします。私の方からは1番のご質問についてお答えをいたします。

まず1点目の協働についての見解、前町長との違いというご質問でございます。協働は、今の時代のまちづくりに欠かすことができない重要な観点であるということは、今、議員がおっしゃるとおりでございます。平成24年3月に策定いたしました長与町協働のまちづくり基本方針では、協働の意義を5つの観点で整理をしております。1つ目でございますけれども住民ニーズの複雑さと高度化に対しまして、国・地方を通じた深刻な財政状況にあるために、地域の多様な担い手による英知、知識、知能を結集した主体的なまちづくりが必要ではないかということが1点です。2点目としましては地方分権時代のまちづくりには、地域固有の自然・歴史・文化を根本といたしまして、地域資源を結集した個性的なまちづくりが求められているということでございます。そして3点目、核家族化、少子高齢化の進展に伴い増加する高齢者のみの世帯、あるいは孤立する子育て世代への対応に、地域の多様な人々が保育・介護を支え合う「地域協働」の観点が不可欠であること。そして4点目安全・安心意識の高まりと環境問題への対応といたしまして、自然災害や犯罪の未然防止・被害の拡大防止には住民相互の自発的な相互扶助、これが効果的であり、さらに温室効果ガス削減等の環境問題につきましても、住民・行政・企業の一体化した取り組み、こういったものが必要である。そういった循環型社会を目指しているということでございます。5点目の大規模な自然災害を経験したわけでございますけれども、3.11の東北大震災等々がそうでございます。かつて日本に存在いたしました隣近所での助け合い、地域の課題解決機能を取り戻し、共生社会を実現しようとする機運の高まりが今、見られているんじゃないかというような、この5点でございます。以上のような協働の意義と必要性を含め、「協働のまちづくり基本方針」を整理したわけですが、これにつきましては各界各層から委員17名の皆様方が、およそ1年かけて議論をしていただきました。パブリック・コメントを経て平成24年3月に制定されたものですが、私が町長に就任したのもこの平成24年でございますけれども、皆さん方の「協働のまちづくり基本方針」につきましては、その考え方、方向性につきましては大きな違いはないということでございます。

次に2点目の「町民が町づくりに参加しやすい仕組みづくり」についてでございます。まずは、住民の皆様方の要望や意向、お考えを幅広くお聞きする機会を設けるために、私は町長に就任以来、「まちづくり提案箱」を設置し、「ほっとミーティング」を開催してまいりました。「まちづくり提案箱」につきましては、これまで88通のご意見等をちょうだいいたしておりまして、その内容と回答を可能な限り広報紙及びホームページにて、広く町民の皆様方にはお知らせをしているところでございます。また、「ほっとミーティング」につきましては、これまで就任以来17回開催をいたしました。文字どおり町民の皆様と膝を交えて様々なテーマについて意見交換をさせていただきました。その他の取り組みといたしましては、企画立案段階から多様な人材の参画を得る「実行

委員会方式」を「ながよシーサイドマルシェ」あるいは「ながよ川まつり」に採用させていただきます。さらに各種計画策定時におきましての「アンケート調査」「ワークショップ」「パブリック・コメント」を実施するなど、各種事業や重要施策へ対しては、町民にぜひとも参画していただくよう努めているわけでございます。また、個別具体的な取組としましては、平成25年度におきまして、協働の担い手として大きな役割を果たしておられます「町内5つのコミュニティ組織」それぞれに地域課題解決の方向性を示しました「まちづくり計画」というものを策定していただいたところでございます。

そして、平成23年度に締結をいたしました「長崎県立大学との包括的連携協定」に基づき、これまで各種の協働事業を実施してまいりましたが、今年度は特に「地方創生の移住促進」に向けたプロモーションビデオの制作をシーボルト校の学生に依頼をいたしまして、大変立派な作品を作っていただいたところでございます。方針策定以降、協働の趣旨や取組というのは、一定、定着・拡充してきていると考えておりますが、平成28年度に実施いたします機構改革におきましても、協働専任の係を設置する方向で検討をいたしまして、これまで以上に効果的な協働の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に3点目の「行政・職員においても、意識改革が必要ではないか、協働に対する意識・必要性につきまして、この問題につきましてお答えをいたします。具体的な取り組みといたしましては、まず職員全体に「協働の意義と必要性」を共通認識として、共有をしてもらうために平成26年度におきまして、長崎大学経済学部の山口純哉准教授を講師にお招きいたしまして、全職員を対象にワークショップ方式による協働推進研修会を開催しました。この時は164名の参加を得ております。また、本町の長与町特定事業主行動計画におきまして、子ども・子育てに関する地域貢献活動といたしまして、地域における子育て支援の活動に、職員が積極的に参画し貢献できるよう地域活動に参加する場合の年次休暇を積極的に認めるようにしております。さらに子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、小中学校の社会科見学、職場体験学習等に協力するとともに、子どもが参加する地域の行事、活動に対し、公共施設の敷地や施設の提供に努めております。また職員個人の活動では、被災地での被災者への援助活動や障害者、高齢者などの施設における活動など社会に貢献する活動におきましては、ボランティア休暇の取得を認めておるところであります。

長与町人材育成基本方針におきまして、公平かつ公正に町民視点で考え、対応のできる職員、地域課題を感じ取り、積極的に行動する職員、を、求める職員像としまして、先ほど申し上げました長与町人材育成基本方針を定めております。今後ともですね、この協働に対する意識・必要性を感じられる職員の育成に今後ともおおいに取り組んでいきたいとそうように考えております。以上であります。

○議長（内村博法議員）

辻田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（辻田壮太郎君）

長与町選挙管理委員会委員長の辻田でございます。議員各位におかれましては、昨年12月の定例議会におきまして、選挙管理委員会委員それから補充委員の選挙により選出を賜りました。これからも公正かつ、それから適正な選挙管理運営と選挙啓発に努めてまいりたいと思います。どうか皆様方のご指導よろしくお願ひしたいと思います。

それでは金子議員の②投票率向上の取り組みについて、答弁をさせていただきます。

まず、（1）投票率を上げることがなぜ必要であるか見解を伺う、のご質問についてお答えをいたします。日本は、選挙によって民意の代表者を選出し、間接的に政治に参加し、その意思を政治に反映させる議会制民主主義を採用しております。選挙は民主主義の根幹であり、基盤でもあります。投票率は、より多くの方の意思が政治に反映させるための一つの指標であるため、投票率を上げることが必要であると考えております。

（2）これまでの投票率向上の取り組みをどう評価し、今後どのように取り組んでいくのかのご質問についてお答えをいたします。投票率向上の取り組みを目的とした啓発は、選挙時の啓発それと常時啓発がございます。これまでは、選挙時の啓発に主に取り組み、明るい選挙推進協議会による街頭啓発や投票参加の呼びかけを行って参りました。これら選挙の啓発は、一定の効果があると考えておりますので、今後も引き続き選挙時啓発も実施していく考えでおります。また、今後については、常時啓発の中で特に若い世代への啓発を重視し、取り組んで参りたいと考えております。

（3）若者への啓発や投票環境の改善に対してどう考えているのかを伺うというご質問についてお答えいたします。全国的に若い世代のうちから政治や選挙への関心を高めることを目的として学校現場における主権者教育が進められているところでございます。本町におきましても、先月19日、長与北小学校で6年生を対象に模擬選挙が実施され、選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会も参画をさせていただいたところでございます。選挙管理委員会といたしましても、政治や選挙への関心が高まることから、投票率の向上につながっていくものと捉えており、今後も関係機関と連携を図って参りたいと考えております。また、今年2月に明るい選挙推進協議会の委員に、新有権者2名を委嘱いたしております。この新有権者の方たちの意見を伺いながら、若者への啓発活動を策定して参りたいと考えております。投票環境の改善につきましては、公職選挙法の改正等を見据えながら、検討のうえ改善してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。確かに前町長との協働に対する認識の違いというのがいいのか、通告書の中でお聞きしたわけですが、大きな違いはないということで、これは長与町に限らず全国的にこの協働に対する考え方というのは、一緒なのかなというふうに理解はしております。長与町の協働のまちづくり基本

方針ですね、これを含めて協働のまちづくりについて、以前からこの議会の中で同僚議員が質問をしてきたわけですが、平成25年6月議会での同僚議員の質問の中の答弁で、協働という言葉はかなり浸透しているものの、実際の意義等については、十分に理解されていない感じもある。協働の基本原則を理解してもらうために、学識者、自治組織、町民活動団体、事業者、公募者、行政から20～30人ほどの推進組織を立ち上げ、先進地事例等の研修を行う予定という答弁をされているんですけれども、その後、その成果はどうだったのか、まずお聞きします。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

24年3月に策定をいたしました、長与町協働のまちづくり基本方針、これが現在の本町の協働の基本的な姿勢でございます。その中で具体的な取り組みといたしまして、まず協働が今後、地域に根づいていく、ますますそれを発展させていくための環境整備という事業が想定をされております。その中に、協働推進組織の立ち上げということを明確に表現をしております。ただ残念ながら現段階におきまして、この立ち上げにまでは至っていないという状況でございます。それ以外の環境整備といたしまして、庁内推進体制整備とございまして、これは町内での対外的もしくは対庁舎内に対してのワンストップ窓口としての係を設置すると。それがまず基盤にあって環境整備を進めていくということなんですが、それはなかなか実現できなかったというところがございます。ただ、町長の答弁にもございましたとおり今回の機構改革において、協働を専門とする係を設置するというところですので、今後、これに取り組んでいくことになっていくというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

1番大事な部分なのかなと思いますが、今後の機構改革の中でワンストップ窓口の役目を持った課ができるというところでそちらの方に期待はしていこうとは思いますが、この研修を行う予定と言われたのが25年6月。もう28年の3月ということで約3年たっております。24年に策定をされて、今までいろんな取り組みをされてきたというところですが、未だに解決できないこの1番の課題、それはどういうふうにとらえられていますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

個別具体的な取組につきましては、先ほど町長が答弁いたしましたとおりそれなりに広がりも持ち始めておりますし、定着もしてきておるところですが、これ先ほど

の答弁にもなりますが、環境整備ですね、この部分がなかなか進んでこなかったというところが1番の課題だと認識をしております。そういったこともありまして、今回の機構改革につながったというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

私は人だと思うんですよね。そういうふうな環境整備も確かに大切ですけども、人がどれだけ協働に対する理解を深めているかということにも1つあるかというふうに思います。人と人との繋がりが希薄になってきた、その地域の課題が多種多様になってきた、しかしやっぱり行政も細かいところまで関われない時代になったということだというふうに、私は理解してるんですけども、そういうふうな中でそれぞれの役割というのを明確にしながら。町長が言う幸福度日本一の長与町に持っていくためには、やはり新たに皆が取り組みやすい、読んでわかりやすい基本方針っていうかそういうふうなところで、見直す必要性も出てくるのではないかというふうに考えたんですけども、その点はいかがでしょうか。4年たっているというところで。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

協働の基本方針ですね、策定から一定時間がたっております。実は当時におきまして、2つのパターンがございました。まちづくり基本条例を策定するのか、それとも基本方針にするのかということですね、これから議論をいたしまして、条例でもよかったんですが、条例と言いますと敷居が高いようなイメージもございますし、それだけではございませんけれども、いろんな事情を考慮いたしまして、方針策定に至ったという経緯がございます。ただ、この当該方針にかかわらず様々な計画ございますが、やはり時代に即したものに随時見直しを加えていくということは必要だと考えておりますので、当然ですね、それについても今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

全国そうですね、何とか計画とか基本方針とかいうのは結構コンサルの方が入ってつくったものが多いので、聞きなれない言葉ですとかそういうのも多いなというふうに感じております。ようするに町民やその他の主体となる人たちがどこまで協働の目的を理解しているか。そして、その挙げたことは実行可能かという点がやっぱり問題かなというふうに思うんですけども、ただ、周りを見てみますとボランティア活動が協働であると考えている方も町民の中にはやっぱり多いと思うんですね。例えば、登下校の見守りをしているから協働。確かにそうなんですけれども、その一端ではあるんで

すけれども、それだけではないというところの理解ですね。理解していただくように進めていくというところも大事なのかなというふうに思います。実際この協働に対して協力してくださる方というのが、年々担い手不足というところで少なくなってきておりますので、そこでやはり職員の方たちにお手伝いをしていただく、行政が地域のコーディネーター・ファシリテータとしてやっていくということが求められるというふうに思うんですけれども、その点は行政と地域ということで十分機能しているのかお考えをお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員さんがおっしゃっているとおりで、協働の概念というのは今も昔も変わっていないわけで、ただ、時代とともに、いろんなことに派生して、それに対してどう対応していくかということの中で、そういったかかわりがあるし、それがまた変化していくのが時代じゃないかなと思うんです。毎日毎日、町が動いておりますので、いろんなところでいろんなものが変化していく、それに合わせて行かなくちゃいけないというようなことを考えております。これが作成が遅れたことは大変申し訳ないと思っておりますけれども、この基本方針の中でも十分そういったものを踏まえてやっていきたいというふうに思っておりますし、そしてまた、まず何より大事なことは人ということだと私も思うんです。今、長与町を見てますとですね、このコミュニティの5つのコミュニティの中でもそういったものもきちんと対応していただいておりますし、また、平和コンサートであるとか川まつりであるとか、色んなところで協働、ごみ処理の問題もそうですけれども、色んなところで協働の精神というのは、生かされているんじゃないかなというふうに思っております。ただ、それはまだまだ今からいろんな問題や課題が発生してきますので、きめ細やかな対応っていうのかな、そういったものもきちんと踏まえてですね、こういった基本方針の中、基本構想の中、そしてまたいろんな各施策の中でそれをきちんとした形で提案していくことが大事だろうとそのように思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

ありがとうございます。協働型の社会というのを構築していくためには、それぞれの協力が必要であるということはやっぱり言うまでもありませんけれども、この基本方針の中に本町職員については、地域の一住民であることを踏まえ、地域活動など協働の取り組みへの積極的な参画とリーダーシップの発揮が求められるとされております。そして先ほどの町長の答弁の中に、子ども・子育てに対する活動とかに年次休暇を積極的に取るように進めていると、そして、個人的にはボランティア休暇を取るよというところで、そういうところを進めているというところですが、実際にそういう意味で

の年次休暇を取られているのか、ボランティア休暇を取られているのか、現状はいかがでしょうか。

○議長（内村博法）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

今の話とボランティア休暇ですけれども、東日本大震災の時にしましては、ボランティア休暇を取られた職員が3名ほどいらっしゃいました。

○議長（内村博法）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

3名ということで。職員の中にはですね、他の自治会にもかかわらず、粗大ごみの収集日とかの前夜にですね、遅くまで付き合ってくれ協力して下さる方もいるんですね。また、月1回、私たちの自治会は、理事、役員がその2カ所の拠点回収場所に、一緒に行くんですけども、そこに年間を通して、ほぼ毎月来てくださる職員の方もおられます。目覚ましかわりにここに今いらっしゃる方にお聞きしたいんですけども、年間を通して半分以上、例えば拠点回収のそういうところに参加しているっていう職員の方いらっしゃいますか。手を挙げていただいてもいいですか。いらっしゃらないですね。ありがとうございます。私、ここでわっと手が挙がるのかなと思ったんですけども。すいません。例えばですね、体育大会とか、いろんなイベントに参加するというのは楽しかったりします。だから、多くの方の職員の方のですね参加も見られますけれども、やはりこういうふうに、表面に出ていない活動を一所懸命手伝ってくださっている職員の方というのはたくさんいらっしゃるんですよ。そういった活動もやっぱり表記すべきと思うんですけども、町長、いかがですか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

しっかり見ていただいてありがとうございます。私もですね、職員さん、消防活動とか自治活動とかいろんなところで活動していただいております。コミュニティもそうです。だから、大変ありがたいなというふうに思っております。ただ、私たちはそういったことは、至極当然として町の職員として、そういうプライドと誇りを持ってやっておりますので、あえてそれを公表するということはしておりませんが、ただ、職員の中にはそういった意識を持っている職員が多いということ。それをまた見ていただいている議員さんがいらっしゃるということもありがたいことだと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

確かに今おっしゃったように消防団ですとかPTA活動そして自治会の活動などに、根差した活動をされている職員さんが多く見受けられるんですけれども、これだけでは職員さんも一生懸命やってらっしゃるんですから。山口県の萩市、ここにですね、人事評価実施規程というものがあまして、この評価の種類の中に地域貢献度っていう評価を盛り込んでいます。そして島根県の松江市においても、人事評価制度に地域活動の項目を加えると市長が議会の中で答弁をされています。そしてそのずっと前から島根県の出雲市なんですけれども、平成18年度から見守りのパトロール隊ですとか、登下校の交通指導、これは仕事でするのでなかなかできることではないんですけれども、自治会活動、高齢者の徘徊、認知症徘徊の見守りですとか、もちろんPTA、消防団は当たり前なんですけれども、こういうこと1つ1つ小さいことでも人事評価に反映する仕組みっていうのをとっております。やはりこの本町の職員に関しても、人事評価の項目に加えていくべきというふうに考えておりますが、町長いかがですか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

お答えします。人事評価ですけれども、長与町の場合は、平成24年度から人事評価というのを毎年やっております。今年度も行いました。それで地域における貢献度を評価の中に入れてはどうかというご意見ですけれども、基本的に人事評価制度、これは業務に対する業績の結果といたしますか、良否を判定するっていう視点で今はやっております。最終的には評価をする者とされる者が4回ほど面談を行う機会がございます。その中で、例えば、自分は地域の中でこういったことを貢献しておりますよということを申告をしていただくチャンスもあるかとは思っています。その場合に評価の項目の中で、積極性とか協調性とかそういったものもございますので、評価をする側の職員がその辺を参考にして評価に関連づけることは可能かと考えますが、現時点の人事評価制度のやり方といいますか、マニュアルの中においては、地域貢献度っていうのは入っていない状況です。ただ、おっしゃるように島根県ですか、それとか山口県とかそういったところがやっているとということで全国的にそのようにしたほうがいいっていう国の考え方等もあれば、また人事評価制度の項目の中身も随時変えていく必要があるかと考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

先ほど言いましたけれども、なぜ公務員、職員の方が地域に出るかというのは、やはり担い手不足というところが1番大きい要因なのかなと。ですから、地域に出て頑張ってもらおうので、そこを人事評価に入れましょうという流れにだんだんなっているということなんです。町長にお聞きしますけど、地域に飛び出す公務員を応援する首長連

合というのがあるのをご存じでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

そういうのがあるということは存じあげておりますけど、中身についてはちょっと申し訳ないです、勉強していません。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

これはですね、長崎県知事や長崎市長も参加をしています。公務員が積極的に地域に出て頑張るための環境づくりをしっかりとやるということを首長同士が認識を共有して、各自自治体に持ち帰ってがんばろうということで、サミットを開いたりとかしてるんですけども、まず、首長が先頭に立って活動を展開する、組織全体で応援できるような方策を講じるというのが設立の主旨なんですけれども、そこにもやはりその方策の一例として活動評価を人事評価の中に盛り込むというところで、今後このような流れが全国的に取り組みられていくのかなというふうに読んで思っております。田舎と言ったら悪いんですけど、政令都市の県知事さんとか市長さんそういう方たちもちろん入っておりますし、長崎のような小さいけれども進んだっていうか、そういう考えの首長さんは、参加されているというところで、このような職員の意識の高揚という部分でそれを図るためにも、人事評価の中にこの地域貢献というのを考えていくというところで、前向きな答弁をお願いしたいんですけども、町長いかがですか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員おっしゃるように、私も実はこれは町内で奨励をしております。職員の方々がですね、特に長与町にお住まいじゃない方もいらっしゃるわけですね。そういう方の職員さんに対しても、できれば住んでいる所のいろんな活動をやっていただいて、そして長与町のいろんな部分に活かして欲しいという事は常々言っております。私もだからそういったことを奨励をしているということもございますし、今、総務課長が申し上げましたようにやはり我々はそういったことを頑張ってやっていただいている職員に対しては、非常に積極性があるという評価をしますので、当然、そのあたりは入ってるというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

考え方としては前向きな感じで受け止めてさせていただきました。しっかりと人事評

価の中に項目として盛り込んでいただければ、なお良いのかなというふうに思います。今回の施政方針の5ページ、職員の意識改革や職場風土の改善など、行政ニーズに的確かつ柔軟に対応できる人材の育成というところにも、強引かもしれませんが、繋がることであり、首長である立場での役割でもあるというふうに思いますので、お願いしたいというふうに思います。

では、退職者の皆さんいらっしゃいますけれども、この方たちの退職されてからの地域活動に関してはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

退職者に対しては、特にいろんな考えはないんですけど、地域に戻ったら自治会長とか民生委員とかそういう声がかなりかかりますので、そこで頑張っていると思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

1つ紹介させていただきますけれども、中央コミュニティにも活動に率先して協力してくださっている退職者の方がおられます。長崎県知事は、退職者を送る時に退職して地域に戻ったら、地域に貢献するような活動を行ってくださいと申し添えるそうです。これに関して首長として一言加えていただいて、退職されてからでも地域に協力を願えるようなことで、やっていただければというふうに考えます。この協働というものを推進するためにも職員と地域と一緒にあって、参画できる新たな仕組みというのを検討していただきたいというのが、1番なんですけれども、そこにはプラスアルファで人事評価に地域貢献を加えていただきたいということ。そして、自らの方針を組織に浸透させることも町長としての役割だとも思いますし、マンパワーをどう活かしていくか、これも町長の力量だというふうに考えております。みんなが一町民という意識のもとです、ね、認識を高めていけたらというふうに思います。

では、2番目の投票率向上の取り組みについてお伺いします。投票率は上げることがなぜ必要なのかとあえて質問をさせていただいたんですけども、その必要性というのは、答弁のとおりだというふうに私も思います。選挙は国民の義務であって、政治に参画する機会であって、そして自らの意思で代表者を選んで未来を託す最も身近なものである、というふうに認識もしております。また、今回、行われているこの主権者教育というのは、今後の若年層の投票行動に影響がかなりあるのだろうと。そして初めてです、ね、初めての選挙で投票率が高い世代というのは、生涯を通じて高いというデータもあるそうです。だからこそこの新たな取り組みが重要になってきますけれども、まず、質問する前に18歳から20歳の長与町での新有権者数というのがわかればお願いします。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

誠に申し訳ありません。ちょっと18歳から20歳までの資料を今日持ってきておりません。申し訳ございません。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

そうたくさんはいないと思うんですけど。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

すいません、記憶の限りですけども、恐らく200人ちょっとだったかとは思いますが。もし違っておりましたら申し訳ございません。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

仮に200人ぐらいということで、大分市の取り組みなんですけれども、現在、20歳の誕生日にバースデーカードと選挙ハンドブックというのを郵送しています。そして、今年度28年度からは18歳の選挙権ということに伴って18歳から20歳の新有権者に対し選挙用のリーフレット。これ選挙の10カ条というらしいんですけれども、これを郵送することを検討しているそうです。このような取り組みが選挙への関心を高める一策になると思いますけれども、こういう取り組みはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

すいません。お答えする前に先ほどの人数のちょっと訂正をさせていただきます。

18歳から20歳までですね、200名ではございませんでした。申し上げありません。約900名ほどでございます。すいませんでした。

それと今のご質問の20歳になったときに、成人式でリーフレット等を配っておられるということで、長与町の方も成人式におきまして、リーフレット等を配って啓発しております。議員さんおっしゃるようなよその自治体におきましては、20歳になった時に「あなたは選挙権を有することになりましたよ」という通知を出すことをされてるところもあるとは聞いておりますし、また、ちょっとユニークなところでは、確か岐阜県だったと思うんですけども、成人式で選挙パスポートっていうんですか、例えば、自分が一生のうちに選挙に行く回数をですね、仮に人生を80年といたしましたら、地

方選挙が60回で、国政が40回ぐらいと。大体100回ぐらいだろうっていう仮定をしまして、選挙に行くたびにスタンプを押していただくと、そうすることによって、自分自身がどれだけ政治に興味を持って、投票に行っているかというのがわかるというような試みをやっているところもあるとは聞いておりますので、選挙啓発に関しましては、色んなパターンがあるかと思っておりますので、選挙管理委員会の方とも、そして明るい選挙推進協議会の皆さんとも協議を重ねていくうえでですね、色んなことに取り組んでいければとは考えてはおります。

○議長（内村博法議員）

辻田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（辻田壮太郎君）

ただいまの事務局長が答弁いたしましたように、もろもろのそういうユニークな事業をやっているところはございますが、先ほどの話の中で20歳になってからと言ってますけど、実は要するに今回18歳からになりますけども、選挙人名簿に登載された時点であなたはその選挙権を有するようになりました。そういうふうなですね、やっているとあると。あるじゃなくて、やろうとしてるといことも聞いております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

選挙への関心を高めるところでは、18歳から20歳までの新有権者に対し、誕生日に約900人というところで、選挙のリーフレットを送って啓発というんですか、そういうのをするには良い取り組みなのかなというふうに思いますので、考えていただければというふうに思います。

そして、次にもう1つ、同じ投票率向上ということで、期日前投票所を増やすなどの手だては考えられないかお伺いしたいんですけれども。新聞にも載っておりましたので、読まれたかもしれないんですけれども、熊本県の選管が高校への設置を呼びかけたところ、熊本県大津町のこの町の選管が応じて、今度の夏の参議選から2つの高校に設置することになりました。期日前選挙というのは期間が決められておりますけれども、その中の1日を選んで半日ずつ開設し、大津町の町の選管が職員を派遣するという取り組みだそうです。生徒だけではなく、近隣の周辺の住民の投票も受け付けます。そして、町外から通う子供たち生徒の不在者投票もできるようにするということだそうです。先輩の投票するその姿を見て、生徒の選挙への関心ということで、そういうその意識の高まりというものもあるでしょうし、かなりのメリットがあると思うんですね。

例えば、長与町で言ったら長崎北陽台高校というのがございますので、そちらに期日前投票所というところで設置をしたら、高田から西高田そのあたりの方の不在者投票ということを考えてもそういう面でもメリットとだというふうに思いますので、県と話し合っていち早く取り組むことはできないのか考えますけどいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

期日前投票所を他に設置ができないかということで、先ほどご案内がありました熊本県ですか、新聞記事は読ませていただきました。それと以前から都会のほうの大学ですけども、1番最初に関西方面だったと思いますが、大学が3つか4つ集まるところに投票所、期日前投票所を設けたということもありましたし、その後に関東の方これは、関東の方はもっと大学の数が多くございまして、20個以上の大学が集まるところに設置をしたという記事もあったかとは思いますが。ただ、どうしてもですね、期日前投票所が増えてしまいますと二重投票のチェックをきちんとやらなければいけないということが出てまいりますので、オンライン化が必要になってまいります。オンライン化をしまして、選挙で頻繁に利用するわけございませぬので、選挙がないときもずっと維持管理費等を払い続けなければいけないという財源的な問題もありますし、様々な問題点も考慮しながら県の選管等とも協議をしながらその辺のことは考えてまいりたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

熊本というのは大きい県ですし、でもその中の町、大津町っていうところの選管でできているということなので、システムのための財源が問題ということもあるかもしれませんが、今後の長与町を今の状態でできるだけ、人口ビジョンとかいろいろ策定されて、考えられていますけれども、このままの状態ですべて長い期間、長与町っていうのを将来をつくっていくっていうところに観点を置けば、この財源というのは余りこう将来のためというところで有効な活用方法ではないかというふうに思いますので、そういうところですね、将来のためというところで、財源のことばかり言わずに考えていただきたいなというふうに思います。それと同じ、今回は投票率の向上というところでこちらの方にこだわらせていただいたんですけども、人数的な制限など問題もあるかもしれないんですけども、老人ホームとか病院などでなかなか投票ができない方々を対象に不在者投票を行っていますけれども、この事前に県の選管から指定を受ける必要があるというふうに調べたらなっておりました。投票率向上のためにも、今後、高齢化社会になっていきますので、こういうところも必要が出てくるのではないかとと思うんですが、実際ですね、今わかれば、現状はどうなっているのでしょうか。それぞれの民間がやってる施設だったり病院だったりするの、町のほうで把握はできているかどうかはわからないんですけども、お答えができれば。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

今のお話のいう病院等で郵送での投票ができるというお話で、もちろん事前にですね、病院の方の指定を受ける必要がございます。はっきりちょっと数字はすいません。記憶しておりませんが、大体4カ所程度は既に行っていると記憶をいたしております。

○議長（内村博法議員）

辻田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（辻田壮太郎君）

ただいまのご質問の通りですね、病院、あるいは特別養護老人ホーム等の施設で、不在者投票ができるというのは、県の許可が必要でございます。認可が必要でございます、それにはやっぱり条件があります。例えば、ベッド数何床以上とか、面積がいくらとか、不在者投票ができる場所があるのかとか。そういうのがあって初めて認可を受けられるということございました。先ほど事務局長が申し上げましたように、現在、長与町は4カ所ぐらいということで指定を受けているということ聞いております。非常にこの病院等での不在者投票等につきましても、逆に指定を受けても非常に代理記載とか、不在者投票の管理者の問題等もありますので、現在、ちょっと聞いたことによると直接連れて来ていると。もうそういう必ず病院とか施設は、誰々さんの不在者投票をしますからって、町の選管の方に届け出をしなくちゃいけない。病院に届けられるわけですけども、それを持って不在者投票をする。しかし、そんな手続きはあれだから連れてきますというところもあるというふうには聞いております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

高齢者の方にも、この不在者投票制度っていうのを利用してもらえるような取り組みも大変かもしれないんですけども、これからの先ほど言ったみたいに高齢化が進んで、その時のことを考えたらこの制度の周知っていうところで図っていくべきではないかというふうに思いますので、なかなかもう連れてこれるほど、どんどん連れてこれるほど、介護のさっきの話じゃないですけど、介護される方も少なくなってくるかもしれませんし、制度の周知っていうところだけでも図っていただければというふうに考えております。新有権者や若い人たちへの啓発だけではなくて、このように高齢者の投票環境を整えることも必要だというふうに思います。それに対応するためには経費もかかります。しかしその民主主義のコストを考えた場合、幾らかかれば高いか安い。私はここだというふうに思います。投票率が上がって多くの人が立候補できる環境っていうのが確保できるぐらいになれば、経費がかかったり、財源がかかっても議会の方も反対する人もいなくなると思います。いないと思いますし、長与町のことを考えて前例踏襲主義というんですかね、そういうものではなくって、町独自のオーダーメイドの調整運営というのを行っていただきたいというふうに思うんですけども、最後に町長の見解を伺い

ます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、いろんな話が出てきて、その1つ1つをやっていくことによって、進められていくものだと思うんですけども。実際、体が不自由で年を取られた方等々につきましては、選挙管理委委員会等々話がありましたように、いろんな施策があります。要は、私は選挙は行く人は行くと思うんですよ。少々離れてても。問題はいかない人をどう投票していただくかということ。むしろ意識の方が強いんじゃないかなと思っています。だから意識の向上のためには啓発っていうのがまず大事なかなとそのように思っております。その他は今、議員がおっしゃられたいろんな施策っていうのがあろうかと思えますけども、まずは、選挙に行ってもら意識を高めてもらうと、こういったものが大事かなと思っています。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

意識を高める気持ちの部分で、選挙に行こうかっていうふうになれば1番いいのかなというふうに思います。私がこの選挙、投票にこだわるというのは、議員になったきっかけがそういうことでもあったというのがありますし、若年の投票率の向上を目的に活動するNPO法人ドットJPの議員インターンシップの受け入れにも取り組んできました。今回、予算議会ということで、大変だろうということでお断りをしたんですけども、実際に興味を持っている学生が多いです。一生懸命やられています。ですからそういうところで、あと一押しを行政にも協力をしていただきながら、その体力の衰えなどによって外に出られなくなった高齢者に対しても支援をしていただく。このようなことを踏まえて、政治への参加促進を考えていただきたい、そのように思います。一般質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。